

周防大島町告示第115号

平成24年第4回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成24年12月6日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成24年12月13日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

魚谷 洋一君

魚原 満晴君

田中隆太郎君

広田 清晴君

荒川 政義君

中本 博明君

松井 岑雄君

今元 直寛君

尾元 武君

平野 和生君

吉田 芳春君

濱本 康裕君

久保 雅己君

小田 貞利君

平川 敏郎君

新山 玄雄君

12月14日に応招した議員

12月18日に応招した議員

12月19日に応招した議員

応招しなかった議員

平成24年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成24年12月13日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成24年12月13日 午後2時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第1号 平成24年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議案第2号 平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第3号 平成24年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第4号 平成24年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第5号 平成24年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第6号 平成24年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第7号 平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第8号 平成24年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第9号 平成24年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第10号 周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第11号 日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第12号 周防大島町総合体育館及び陸上競技場の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第13号 周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第14号 周防大島町陸奥野営場、周防大島町立陸奥記念館及び周防大島町なぎさ水族館の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第15号 周防大島町総合交流ターミナル施設の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第16号 周防大島町立久賀中学校校舎建築工事の請負契約の締結について
- 日程第23 議案第17号 周防大島町立久賀中学校校舎電気工事の請負契約の締結について

- 日程第24 議案第18号 周防大島町立久賀中学校校舎機械設備工事の請負契約の締結について
- 日程第25 議案第19号 動産の買入れについて（平成24年度 橋斎場改築工事に伴う家具購入）
- 日程第26 周防大島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第27 議会広報編集特別委員会設置について
- 日程第28 地域活性化特別委員会設置について
- 日程第29 防災対策特別委員会設置について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告並びに議案説明
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 議案第 1号 平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第 4号）
- 日程第 8 議案第 2号 平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2号）
- 日程第 9 議案第 3号 平成24年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2号）
- 日程第10 議案第 4号 平成24年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2号）
- 日程第11 議案第 5号 平成24年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2号）
- 日程第12 議案第 6号 平成24年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第 2号）
- 日程第13 議案第 7号 平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2号）
- 日程第14 議案第 8号 平成24年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 1号）
- 日程第15 議案第 9号 平成24年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第 2号）
- 日程第16 議案第10号 周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第11号 日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第12号 周防大島町総合体育館及び陸上競技場の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第13号 周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第14号 周防大島町陸奥野営場、周防大島町立陸奥記念館及び周防大島町なぎさ水族館の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第15号 周防大島町総合交流ターミナル施設の指定管理者の指定について

日程第26 周防大島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

出席議員（16名）

| | |
|------------|------------|
| 1番 魚谷 洋一君 | 2番 魚原 満晴君 |
| 3番 田中隆太郎君 | 4番 広田 清晴君 |
| 5番 荒川 政義君 | 6番 中本 博明君 |
| 7番 松井 岑雄君 | 8番 今元 直寛君 |
| 9番 尾元 武君 | 10番 平野 和生君 |
| 11番 吉田 芳春君 | 12番 濱本 康裕君 |
| 13番 久保 雅己君 | 14番 小田 貞利君 |
| 15番 平川 敏郎君 | 16番 新山 玄雄君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

| | |
|-------------|-------------|
| 事務局長 中尾 豊樹君 | 議事課長 中村 和江君 |
| 書記 大下 崇生君 | 書記 林 祐子君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------|--------|---------------|--------|
| 町長 | 椎木 巧君 | 副町長 | 岡村 春雄君 |
| 教育長 | 西川 敏之君 | 公営企業管理者 | 石原 得博君 |
| 総務部長 | 星出 明君 | 産業建設部長 | 西本 芳隆君 |
| 健康福祉部長 | 西村 利雄君 | 環境生活部長 | 松井 秀文君 |
| 久賀総合支所長 | 松村 正明君 | 大島総合支所長 | 北杉 憲昌君 |
| 東和総合支所長 | 木村 順一君 | 橘総合支所長 | 中原 義夫君 |
| 会計管理者兼会計課長 | | | 岡本 洋治君 |
| 教育次長 | 中野 守雄君 | 公営企業局総務部長 ... | 河村 常和君 |
| 総務課長 | 奈良元正昭君 | 財政課長 | 中村 満男君 |
| 政策企画課長 | 松本 康男君 | 税務課長 | 福田 美則君 |
| 商工観光課長 | 吉村 昭夫君 | 公営企業局総務課長 ... | 藤田 隆宏君 |

公営企業局財政課長 ... 村岡 宏章君

午後 2 時 05 分開会

議長（新山 玄雄君） 本日は、御出席いただきましてありがとうございます。ただいまから、平成 24 年第 4 回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

・ ・

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（新山 玄雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。今期定例会の署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、1 番、魚谷洋一議員、2 番、魚原満晴議員を指名いたします。

・ ・

日程第 2 . 会期の決定

議長（新山 玄雄君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る 12 月 6 日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から 12 月 19 日までの 7 日間としたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から 12 月 19 日までの 7 日間とすることに決しました。

・ ・

日程第 3 . 諸般の報告

議長（新山 玄雄君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

本年 9 月以降本日までに議会へ提出されております文書について、御報告いたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（9 月・10 月・11 月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

次に、陳情・要望については、2 件受理しております。議会運営委員会でお諮りいただき、陳情・要望第 1 号「平成 25 年度市町予算編成に際しての商工会助成について（要望）」及び第 2 号「生活保護基準の後退に反対する意見書の採択に関する陳情」については、お手元に配布させていただきました。

続いて、系統議長会関係について。11 月 8 日、山口県町議会議長会の定例会が開催され、全国町村議会議長表彰の件、上関町を推薦、平成 25 年度事業計画及び平成 25 年度会計について協議を行い、承認されたところでございます。

1 1月13日、第31回離島振興市町村議会議長全国大会が開催され、民主党、自民党、公明党など多くの国会議員より祝辞をいただき、離島航路・航空路支援法（仮称）の早期制定に関する特別決議や、離島振興の促進ほか13項目に及ぶ要望を決議したところでございます。

1 1月29日、議長会の第1回臨時会が開催され、山口県町議会議長会副会長に平生町福田議長が選出されました。

次に研修について、9月27日山口セントコアにおきまして、自治研修会が開催されております。前議長の荒川議員さんをはじめ、6名の議員さんが出席されております。

1 1月28日、田布施町商工会館におきまして議会実務研修会が開催され、9名の議員さんに出席していただきました。お忙しい中、御苦労さまでございました。

次に町人会関係につきましては、11月11日、近畿大島会へは松井議員さんが出席をいたしました。

1 1月22日、東京大島郡人会が開催され、平川副議長、小田委員長、田中委員長、魚谷委員長、今元副委員長と私、新山の6名が出席いたしました。

それぞれの会におきまして、会員との情報交換と親睦の輪を広げ、語らいの中からふるさとの対する熱い思いと寄せる期待の大きさに、島を守る我々の責任の重大さを肝に銘じたことと存じます。関係議員の皆さん、大変お疲れさまでございました。

今後、東京久賀倶楽部、東京たちばな会、関西橘町人会が予定されております。各町人会とも、お一人の出席になります。本日の閉会までに参加者を決定し、事務局へお知らせください。

以上、議員派遣の件につきましては、後ほど御議決いただくことといたしております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告並びに議案説明

議長（新山 玄雄君） 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長より、行政報告並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 皆さん、こんにちは。平成24年第4回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、師走の大変御多忙の折御参集賜り、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

最初に、2期目就任後初めての議会定例会の開会に当たりまして、町政運営に関する所信の一端を申し述べ、町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願いする次第でございます。

このたびの町長選挙におきましては、無投票当選というこの上ない信任をいただき、これまでの取り組みへの信頼とこれからの町政運営への期待を実感しているところであります。

町民の皆さんから付託されました、「幸せに暮らせる町づくり」の実現に向け、しっかりとこ

れから取り組み、加速化を図り、また醸成させていきたいと意を強くいたしておるところでございます。

そのためには、やはり、まずは財政の健全化であります。これは、合併時からの最重要課題であり、合併の効果と行財政改革への確実な取り組みから年々改善が図られ、現段階としては、厳しい状況からは抜け出しているという感じがいたしているところであります。

しかしながら、合併特例による優遇処置や合併効果が薄れる今後10年から15年、これからの取り組みが大変大切になってまいります。これからの財政状況の変化を考えますれば、現状はまだまだ道半ばというふうにも思えるわけでございます。

このため、将来に向け効率的な行政サービスが提供できる環境を堅持するために、今後とも引き続き経費の節減、事務事業の見直しはもとより、厳格な行財政改革を継続するなど必要な措置を講じることが肝心であります。

次に、3つの重要課題への取り組みであります。1番の課題は、定住対策であります。人口の減少、少子高齢化の進展に対しまして、何としても定住人口を増加させる政策を重点的に取り組んでいかなければなりません。これまで進めてまいりました観光交流人口100万人の目標をステップアップし、交流から定住へつなげてまいります。

次に、防災対策であります。東日本大震災を境とし、地方自治体にとって新たな行政課題が見えてまいりました。引き続き被災された方々への支援を行うとともに、地域防災計画の見直しに加えまして、防災関連の施設整備と実効性のある自主防災組織充実に重点的に取り組んでまいります。本町でどのような災害が起ころうとも、一人の犠牲者も出さないということを目指して取り組んでまいります。

3番目は、健康づくりであります。本町の皆さんは、生涯現役と言われるように誠にお元気ですが、健診の受診率は低く、1人当たりの医療費は高額となっております。

重篤な病気になる前に、日ごろの健診の受診率を高めていき、健康で活動的に暮らせる期間、いわゆる健康寿命を延ばして、それを平均寿命に近づけることを目標に、健康づくりに臨んでまいります。

これら3つの重点課題への取り組みと、私が従来から推進してまいりました地域に密着した事業を中心に、新たに与えられました4年間、これからも初心を忘れることなく「真面目に、誠実に、地道に、謙虚にそして確実に」をモットーに、町政運営に邁進してまいる決意であります。

申すまでもなく、役割は異なりますが、議会と執行部は車に例えるならば両輪であります。適度な緊張感と距離感を保ちつつ、牽制、協調しながら良好な関係を維持して、ともに町政を牽引してまいりたいと考えておりますので、今後とも格別な御指導と御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、2期目就任に当たりましての所信の表明とさせていただきます。どうぞ、よ

ろしくお願いいたします。

それでは、議案の説明に先立ちまして、行政報告を5件ほど申し上げます。

周防大島町教育委員会委員についてであります。先ほど、西川新教育長さんから御挨拶がございましたが、先月19日の第3回議会臨時会におきまして、教育委員会委員の任命同意案件の御同意をいただいたところであります。

11月27日に教育委員会会議が開催され、教育長に西川敏之氏が任命されました。また、委員長に三谷俊雄委員、同職務代理者に尾野亜紀子委員がそれぞれ選任されましたので、御報告を申し上げます。

西川教育長の任期は、平成24年11月27日から平成28年11月26日までの4年間、三谷委員長、尾野同職務代理者は、平成24年11月27日から平成25年11月26日までの1年間であります。

今後、周防大島町の教育行政に多大な御貢献をいただけるものと期待をいたしておるところでございます。

2件目でございますが、町営渡船情島航路及び浮島航路の船舶事故についてでございます。

去る8月15日に発生いたしました、周防大島町営渡船情島航路の船舶事故及び10月17日に発生いたしました、浮島航路の船舶事故について御報告をいたします。

情島航路の事故は、8月15日の午後2時30分情島発の「せと丸」第4便で発生をいたしました。出航5分後、突然機関が停止し、自力航行が不能となったため、予備船として停泊をいたしております「第8せと丸」で曳航し、15分おくれて伊保田港に入港いたしました。

事故の原因は、船長が安全管理規定に沿って、出航前点検により船の燃料タンクの油量を確認していなかったため、臨時便の運航等で通常よりも燃料を多く消費していて、油量が少なくなっていたことに気づかず、出港後、タンク内の燃料供給口からエアが入り、機関停止を起こしたことによるものであります。

事故が発生した際には、事故処理基準により、船長は海上保安署と運航管理者へ通報し、船長から通報を受けた運航管理者は、安全統括管理者と中国運輸局山口運輸支局へ報告することとなっておりますが、海上保安署及び山口運輸支局への通報、報告が適切になされておらず、第三者からの通報を受けた山口運輸支局の指摘により、9月13日にこの件に関して特別監査を受け、9月27日に文書で指導を受けたところであります。

また、10月17日には、浮島航路「ひらい丸」が検査で運休しておりましたので、その代船として運行しておりました「安芸丸」が、午前8時に日前港を出港し、浮島の江ノ浦と楽の江で乗客全員を降ろして、それから樽見に向かう途中、燃料タンク内の水抜きパイプからエアが混入し、機関が停止する事故が発生いたしました。

緊急に業者を呼んで修理を行い、自力で樽見港に入港いたしました。本件につきましては、事故処理基準に沿って関係機関への通報、報告を行っております。

この2件の船舶事故につきましては、それぞれ新聞報道がなされたところですが、当日乗船しておられました皆様方には、大変な御心配と御心痛をおかけしましたこと、心からおわびを申し上げますとともに、日ごろから寄せていただいております航路に対する信頼を損ねる結果を招いたことにつきましては、非常に遺憾に思っている次第でございます。

町としては、航路運航関係者に対する安全管理教育と事故処理基準に沿った関係機関等への通報、報告等の徹底を図るため、山口県運輸支局及び柳井海上保安署の協力のもと、10月15日から22日にかけて、全ての航路運航関係者を対象とした安全管理研修と情報伝達訓練を実施いたしましたところであります。

今後は、利用される皆様の信頼に足る公共交通機関の運営体として、安全管理意識の徹底を図り、利用される皆様の安全を第一に、事故防止と迅速かつ適切な情報伝達に努め、輸送の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

3件目は、体験型修学旅行中の事故についてでございます。

平成24年11月14日水曜日でしたが、午後3時10分ごろ、松山観光港から伊保田港へ向けて航行中の旅客船「銀河」が、本町諸島南東沖の根ナシ礁付近の浅瀬に乗り上げるといふ事故が発生いたしました。

同船には、神奈川県の高校生等162名が乗船しておりましたが、幸いけが人はなく、また、事故後の瀬戸内海汽船の連絡対応も素早く、午後6時までには海上保安部の巡視艇と瀬戸内海汽船の高速船で、全員無事伊保田港に到着をいたしました。

そして、伊保田港で生徒さんの人数を再確認した後に、各家庭に入っていただきましたが、それぞれの民泊家庭の皆さんや学校、そしてまた保護者の方々には大変な御心配をおかけいたしました。

なお、事故原因につきましては、現在事故調査委員会で原因究明中ですが、現時点では、安全確認を怠った人的要因が大きいのではないかとの報告がなされております。

町といたしましては、会社に対しまして、気象や海象の影響等を十分考慮しながら、さらなる安全運航に努めていただくよう、強く申し入れをした次第であります。

また、会社からも改善策を講じ、会社を上げて安全運航の確保に取り組むとの返事をいただいたところでございます。

次に、これも同じ高校なんですけど、11月16日これは金曜日ですが、午前7時45分頃、民泊家庭の方が運転する自家用車で、離村会場に向かっておりました。その途中で自損事故が発生いたしました。

同車には、女子生徒4名が乗車しており、町内の医療機関で治療を受けました。協議会事務局からは、同日、けがをされた生徒さん方に同行いたしまして、保護者の方や学校等関係者の方々に状況を説明いたしました。

また、11月21日には、この協議会の会長であります副町長が、民泊受け入れ家庭の方を含めた3名で、横浜市の生徒さん宅と高校を訪問し、改めておわびを申し上げたところでございます。

今後、安心・安全対策を第一に研修会等開催し、さらなる安全策の徹底と緊急時に備えての対応をしまいたいと考えておるところであります。

4件目は、旧大島町老人福祉センター解体後の用地の取得についてでございます。

この大島庁舎前に位置しております旧大島町老人福祉センターは、昭和49年6月に開設され、現在周防大島町社会福祉協議会が所有する建物ですが、老朽化が著しいため、施設は利用されておらず、また劣化により外壁が剥がれ落ちる危険もあり、付近を通行するのにも、注意喚起を要するような状況にあります。

このため、早期の解体撤去の要望もあり、社会福祉協議会では、年明けにセンターの解体に着手することとし、解体後の跡地の一部であります、約700平方メートルにつきまして、周防大島町に購入してもらいたいという申し出がありました。

本町といたしましても、申し出の用地は、大島庁舎入口に位置し、大島文化センターや、しまとぴあスカイセンターの公共の集会施設、また大島グラウンドやB&G海洋センター体育館や屋内ゲートボール場のスポーツ施設に囲まれる状況にあり、将来、公共公用への活用が十分見込めることから、土地開発基金により先行取得する予定であることを報告申し上げます。

最後になりますが、本日、岩国錦帯橋空港の開港日を迎え、午前10時55分の初便到着を記念して開催されました歓迎式に参加をいたしました。

本空港は、昨年議会の皆様とともに行政視察を行いました青森三沢空港に次ぐ、米軍の滑走路を使用する軍民共用空港でありまして、48年ぶりの空港再開となります。議会におかれましても、空港早期再開期成同盟会への参画をはじめ、開港に向けて種々の御支援をいただきましたことを改めて感謝申し上げます。

空港開港の記念式典、記念イベントは、開港に先立って12月9日に開催され、式典や駐機場での1,000人によるテープカット、記念イベントの様子は、テレビでも放映されたところがあります。

本日の岩国着発便歓迎式につきましては、昨日お披露目をいたしました本町のPRサポーターを委嘱いたしました、みかキン・みかトトの着ぐるみとともに参加をし、初便で空港に到着された皆様を県知事、県議会議長をはじめ、歓迎式参加者一同でお迎えをし、町の特産品等の配布と

観光PRを行ってまいりました。

この岩国錦帯橋空港の開港によりまして、これまで空港空白地帯であった山口県東部に新たな人の交流と物流が起こり、地域資源の新たな活用が進み、地域の活性化へとつながることを期待いたしておりますとともに、企業・住民・行政が力を合わせて世界に誇れる空港となるよう努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

そこで、先ほど資料としてお配りをしております「みかキンとみかトト」の着ぐるみを作成いたしました。この経緯につきまして少し説明をさせていただきたいと思っております。

みかキン・みかトトのピンバッジは、町が進めております体験型修学旅行で来られた生徒の皆さんへ、周防大島町へ来られた記念品として、平成23年9月に周防大島町浮島出身で、現在は東京でデザイナーとして活躍されておられます新村則人さんにデザインをお願いしたものであります。

昨年10月末にこのピンバッジが完成して以来、いろいろなグッズができておるんですが、平成23年・24年と足かけ2年間でこのピンバッジで言いますと、周防大島町に修学旅行で訪れた小、中、高校生、延べ28校で約5,000名の皆様方に、町からの記念品としてお渡しをいたしております。

昨今のゆるキャラブームの後押しもありまして、修学旅行生にも大変喜ばれ、口コミで隠れた人気者へと育ってきたところであり、このような今回の着ぐるみへとつながったわけでございます。特に今年は、県東部地域の念願でありました岩国錦帯橋空港の開港が間近となりまして、首都圏と周防大島町の移動時間が大幅に短縮できる千載一遇の機会を得て、開港に間に合うようにこの着ぐるみの準備をさせていただきました。

本日就航日に、何とかみかキン・みかトトの着ぐるみが完成いたしましたので、周防大島町のPRサポーターとして委嘱状を交付して、町内外でのイベントにおいて周防大島町の観光のイメージアップに活躍していただきたいと考え、きょう岩国錦帯橋空港の開港が初仕事ということになったわけでございます。

以上、5件ほど行政報告をさせていただいたところでございます。

それでは、本日提案をいたしております議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本定例議会に提案をいたしております案件は、諮問2件、補正予算に関するもの9件、指定管理者の指定について6件、工事請負契約の締結について3件、動産の買入れについて1件、合計21件であります。

諮問第1号及び諮問第2号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

平成25年3月31日をもって任期満了となります人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、

議会の御意見を求めるものであります。

議案第1号は、平成24年度一般会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の予算に3,157万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を150億2,881万8,000円とするものであります。

議案第2号は、平成24年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算に6,167万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を36億8,975万1,000円とするものであります。

議案第3号は、平成24年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算から、603万円を減額し、補正後の予算の総額を4億3,640万2,000円とするものであります。

議案第4号は、平成24年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算から715万円を減額し、補正後の予算の総額を33億7,454万5,000円とするものであります。

議案第5号は、平成24年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既存の予算から431万4,000円を減額し、補正後の予算の総額を8億6,372万4,000円とするものであります。

議案第6号は、平成24年度下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算に529万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を4億7,017万7,000円とするものであります。

議案第7号は、平成24年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算に3万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を3億3,448万5,000円とするものであります。

議案第8号は、平成24年度渡船事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に31万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を7,743万2,000円とするものであります。

議案第9号は、平成24年度公営企業局企業会計補正予算（第2号）についてであります。

まず、収益的収支予算につきまして、規定の収入予算から8,426万6,000円を減額して、補正後の収入予算を46億8,233万6,000円とし、既定の支出予算から8,412万2,000円を減額して補正後の支出予算を46億8,075万7,000円とし、また、継続費

で町立東和病院東棟耐震工事の平成25年度の年割事業費を4億5,099万1,000円に変更し、継続費の総額を18億1,703万8,000円とするものでございます。

議案第10号から議案第15号は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

議案第10号は、久賀歴史民俗資料館、町衆文化伝承の館及び町衆文化の薫る郷公園の指定管理者、議案第11号は、日本ハワイ移民資料館の指定管理者、議案第12号は、総合体育館及び陸上競技場の指定管理者、議案第13号は、サン・スポーツランド片添、片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び青少年旅行村の指定管理者、議案第14号は、陸奥野営場、陸奥記念館及びなぎさ水族館の指定管理者、議案第15号は、総合交流ターミナル施設、いわゆる東和道の駅の指定管理者、以上、公の施設の指定管理者それぞれの指定についてであります。

議案第16号は、久賀中学校校舎建築工事の請負契約の締結についてであります。条件付一般競争入札の結果落札いたしました、白木産業・藤川建設特定共同企業体と工事請負契約を締結するため、議会の議決をお願いするものであります。

議案第17号は、久賀中学校校舎電気工事の請負契約の締結についてであります。指名競争入札の結果落札いたしました、大字小松の株式会社三光電気工業所と工事請負契約を締結するため、議会の議決をお願いするものであります。

議案第18号は、久賀中学校校舎機械設備工事の請負契約の締結についてであります。指名競争入札の結果落札いたしました、大字東安下庄の株式会社大島電機と工事請負契約を締結するため、議会の議決をお願いするものであります。

議案第19号は、動産の買入れについてであります。改築工事中の橘斎場葬儀式場へ家具を購入しようとして指名競争入札を行った結果落札いたしました、大字西方の有限会社土手百貨店と契約を締結するために、議会の議決をお願いするものであります。

以上、概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私または、関係参与が御説明申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で、行政報告並びに議案の説明を終わります。

日程第5．諮問第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第5、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについ

て、補足説明を申し上げます。

平成25年3月31日をもって任期満了となります現委員の奥原法城氏は、人格識見ともに高く、地域社会の実情に通じ、広く地域において活躍されておられる方で、人権擁護委員として長年にわたり精力的に御活動されておられます。詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示してあるとおりでございます。

私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、法務大臣に対しまして、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたいと存じますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

なお、任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間となっております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、奥原法城氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦は、奥原法城氏を適任とすることに決定しました。

日程第6．諮問第2号

議長（新山 玄雄君） 日程第6、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、補足説明を申し上げます。

平成25年3月31日をもって任期満了となります現委員の松本敏恵氏は、人格識見ともに高く、保健師として長年の相談業務に携わられた専門知識を持ち、また、人権擁護においても深く理解され、広く活躍されておられます。詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示してあるとおりでございます。

私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、法務大臣に対しまして、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたいと存じますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

なお、任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間となっております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、松本敏恵氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦は、松本敏恵氏を適任とすることに決定しました。

日程第7・議案第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第7、議案第1号平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。星出総務部長。

総務部長（星出 明君） それでは、議案第1号平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明をいたします。

一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算に3,157万8,000円を追加し、予算の総額を150億2,881万8,000円とするとともに、債務負担行為の補正を行うものであります。

まず、歳入歳出予算補正につきまして御説明させていただきます。

9ページをお開き願います。

歳入の1款町税1項町民税は、1目個人2目法人ともに、賦課実績及び調定実績により増額補正を行うものであります。

4項たばこ税につきましても同様に、調定実績により追加計上するものであります。これは、たばこ税の税率の引き上げによる影響が見込みより少なかったことによるものであります。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、社会福祉費負担金において国保基盤安定負担金の増額に伴う追加計上を、また、子ども手当国庫負担金及び児童手当費負担金では、子ども手当が児童手当に移行されたことによる科目の調整を行うものであります。

10ページ、2項国庫補助金2目民生費国庫補助金は、障害者区分認定等事業の事業量増加に伴う追加計上であります。

14款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金も、国庫負担金と同様に、国保基盤安定負担金の追加計上、子ども手当から児童手当への移行に伴う科目調整でございます。

11ページ、2項県補助金2目民生費県補助金は、交付額の確定による国保負担軽減対策費助成事業補助金の減額計上と、法改正等に伴うシステム改修及び新体系定着支援給付費の増額によ

る、障害者自立支援特別対策事業費補助金を追加計上するものであります。

4目農林水産業費県補助金の中山間地域等直接支払交付金事業補助金1万6,000円、森林整備地域活動支援事業補助金15万円は、いずれも事業の増加に伴う追加計上であります。

5目商工費県補助金につきましても、生活バス路線対策補助金の増額に伴う廃止路線代替バス運行事業補助金の追加計上であります。

3項県委託金1目総務費県委託金は、県知事選挙及び瀬戸内海海区漁業調整委員選挙費の確定により、減額を行うものであります。

16款寄附金1項寄附金2目教育費寄附金は、小中学校費・社会教育費それぞれに活用を希望される御寄附をいただきましたので、これを計上するものであります。

12ページの17款繰入金は、財政調整基金を1,144万2,000円取り崩し、財源調整を行っております。

19款諸収入は、平成22年度中に発生した行旅病死人の事象2件について身元が判明し、支弁分の返還がありましたので、これを新規に計上するものであります。

続いて、歳出について御説明いたします。

今回は一般会計並びに各特別会計におきまして、当初予算編成以降の人事異動に伴う職員人件費の調整、子ども手当から児童手当への移行による調整、また、途中退職等に伴う退職手当組合負担金の調整を行っております。

一般会計の職員人件費は、2,222万7,000円の減額、公営企業会計を除く特別会計を合わせた職員人件費は、総額で4,483万9,000円の減額となっており、年度途中での早期退職や給与改定による影響が主なものであります。

それでは、職員人件費以外の主なものにつきまして御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

1款議会費1項議会費1目議会費の議会運営経費は、議員定数の減少に伴う議員報酬40万5,000円、議員期末手当40万9,000円の減額を行うものであります。

14ページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費では、行政一般経費に東日本大震災で被災され、福島県いわき市の仮設住宅に避難されている方に昨年に引き続き応援物資として、特産品であるみかんをお届けするための経費19万5,000円を計上いたしております。

5目財産管理費は、平成22年12月に設置いたしました外国語活動推進事業基金につきまして、再編交付金を活用し約1年分の積み増しを行おうとするもので、積立金860万円を新規に計上しております。

15ページ、7目支所及び出張所費は、久賀庁舎地下灯油タンクの液面表示器等に不具合が確認されたため、修繕に要する経費48万3,000円を計上するものであります。

16ページの4項選挙費2目山口県知事選挙費及び17ページ5目瀬戸内海海区漁業調整委員選挙費は、いずれも事業費が確定したことによる歳出予算の調整を行っております。

次に、19ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費では、行旅病死人取扱事業において歳入でも説明いたしましたとおり、身元が判明いたしました行旅病死人の支弁分の償還金を計上しております。

2目障害福祉費では、障害福祉一般経費に平成23年度分の国、県の障害者自立支援給付費負担金等が確定したことによる障害福祉費関係の償還金1,034万4,000円を、また障害者自立支援給付費事業には、法改正に対応するためのシステム改修経費ほかの委託料89万9,000円、利用者の増加に伴う新体系定着支援給付費297万6,000円をそれぞれ増額計上しております。

20ページの障害者区分認定等事業は、新規申請に伴う認定経費の追加及び調整の計上であります。

21ページ、5目介護保険対策費は、厚生労働省認定支援ネットワークシステム改修に伴い、本町のシステムを改修する経費の計上であります。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費の児童福祉総務一般経費には、保育所運営費や子ども手当の国及び県負担金、放課後子どもプラン推進事業補助金等の児童福祉費に係る、平成23年度分実績精算による償還金を新規に計上しております。

22ページ、2目児童措置費は、子ども手当が児童手当に移行されたことに伴う調整を行っております。

24ページ、3項生活保護費1目生活保護総務費の生活保護総務一般経費は、平成23年度セーフティネット補助金の精算による償還金137万9,000円の新規計上であります。

25ページ、4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生総務費の環境衛生総務一般経費は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金について、要望に対応するため68万円を追加計上するものであります。

28ページをお願いいたします。

5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は、中山間地域等直接支払事業において交付金対象の確定による交付金の追加を、また、橘地区農産物加工センター管理運営経費は、利用者の要望に対応するための施設の改修経費を、産地形成促進施設管理運営経費では、浄化槽の補修経費をそれぞれ計上しております。

また、耕作放棄地解消支援事業は、事業内容の変更による予算の組み替えを行っております。

29ページ、5目農地費は、排水施設管理事業において、下田排水機場スライドゲート水密ゴ

ム取りかえ等に要する経費として140万円を追加計上しております。

2項林業費2目林業振興費は、事業量の増加に伴う森林整備地域活動支援交付金の増額を行うものであります。

31ページをお願いいたします。

6款商工費1項商工費2目商工業振興費は、奥畑線乗合タクシーの運行経費の増額に伴い、生活バス路線対策補助金66万6,000円を追加計上するものであります。

3目観光費では、岩国錦帯橋空港開港を契機に山口県が取り組む広域観光キャンペーンに連動したイベントに参加する経費を追加計上しています。

また、県観光キャンペーン負担金250万円は、この特別キャンペーンに係る山口県観光連盟に対する負担金であります。

33ページ、7款土木費6項住宅費1目住宅管理費の公営住宅一般管理経費は、シロアリ駆除など公営住宅の維持管理において不足が見込まれる修繕費等216万6,000円の追加計上であります。

次に、35ページをお願いいたします。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費の学校教育経費の備品購入費20万円であります。これは、歳入においても御説明いたしましたとおり、お2人の方から学校教育において役立てていただきたいとの寄附の申し出がありましたので、これをありがたくお受けし、小中学校の図書室図書を購入する経費として計上するものであります。

2項小学校費1目学校管理費は、城山小学校において、屋内運動場放送設備のアンブに不具合が生じたので、これを更新する経費の計上であります。

次に、37ページになります。

4項社会教育費3目図書館費の久賀図書館管理運営経費は、学校教育経費と同様に、お1人の方から社会教育に役立ててほしい旨の御寄附をいただきましたので、図書館用図書を購入する経費を計上するものであります。

5目社会教育施設費では、文化センター管理経費において、大島文化センターの照明設備の修繕経費を、東和総合センター管理運営経費及び橘総合センター管理運営経費では、いずれも空調設備の修繕経費を計上しております。また、日本ハワイ移民資料館管理運営経費では、腐食の激しい板塀の修繕経費、案内看板の設置経費及びCATV加入負担金をそれぞれ計上しております。

39ページ、5項保健体育費2目体育施設管理費は、町民グラウンド管理運営経費においては、大島グラウンドの防球ネットへの遮光ネットの敷設を、海洋センター管理運営経費では、会議室の空調設備の取りかえ及びアリーナのバスケットコートラインの書きかえを、総合体育館管理運営経費及び陸上競技場管理運営経費では、施設の雨漏りや浄化槽の腐食への対応に要する経費

を修繕費として、それぞれ追加計上するものであります。

3目学校給食費の大島地区学校給食センター管理運営経費及び東和地区学校給食センター管理運営経費では、いずれも調理機械等の修繕経費を計上しております。

40ページの12款諸支出金1項繰出金は、各特別会計の補正予算に対応した繰出金の調整であります。

以上が、歳入歳出予算補正の概要であります。

続いて、6ページに戻っていただき、債務負担行為の補正について御説明をいたします。

周防大島町陸奥野営場、周防大島町立陸奥記念館及び周防大島町なぎさ水族館指定管理料から、周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館指定管理料までの全てにおいて、議案第10号から議案第14号まででお諮りいたします指定管理者の指定に伴う指定管理料の債務負担行為の設定であります。いずれの施設も、議案に記載されております指定の期間に応じ3年間、または5年間の指定管理料を限度額として定めるものであります。

以上が、議案第1号平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

日程第8．議案第2号

日程第9．議案第3号

日程第10．議案第4号

日程第11．議案第5号

日程第12．議案第6号

日程第13．議案第7号

日程第14．議案第8号

議長（新山 玄雄君） 西村健康福祉部長。

健康福祉部長（西村 利雄君） 引き続き、議案第2号平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正の主なものは、歳入においては、保険給付費の増額に伴う国・県支出金、療養給付費等交付金の調整、一般会計繰入金の調整及び財源不足を補填する繰入金を増額しようとするものであります。また、歳出においては、人件費の調整、療養給付金の増額、高額療養費の増額、出産育児一時金の減額、特定健康診査等事業費の増額及び償還金を増額しようとするものであります。

予算書43ページをお願いいたします。

本文で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,167万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億8,975万1,000円とするものであります。

事項別明細書の49ページをお願いいたします。

歳入であります。3款国庫支出金1項の国庫負担金は、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費の増加等により、療養給付費負担金現年度分を一般分、老人分、介護分、後期分の合計で2,000万8,000円の増額、2項国庫補助金1目財政調整交付金は、後期分の増により6万9,000円の増額、2目出産育児一時金補助金は、実績により2万円減額いたします。

4款療養給付費等交付金は、退職被保険者の療養給付費及び高額療養費の増加により1,898万4,000円を増額いたします。

次に、50ページをお願いいたします。

6款県支出金2項県補助金は、昨年度実績の調整率適用により、財政調整交付金を52万6,000円減額いたします。

9款繰入金1項他会計繰入金を2,315万8,000円増額いたします。これは一般会計からの繰入金で、保険基盤安定事業繰入金（保険税軽減分）を57万円減額、保険基盤安定事業繰入金（保険者支援分）を183万2,000円増額、職員給与費等繰入金を251万4,000円減額、出産育児一時金等繰入金を278万7,000円減額、財政安定化支援事業繰入金を21万9,000円増額、その他一般会計繰入金のうち国保負担軽減対策を66万4,000円減額、財源不足等に伴うその他一般会計繰入金を2,764万2,000円増額いたします。

次に、51ページをお願いいたします。

歳出であります。1款総務費は、職員人件費を237万7,000円減額し、総務管理費一般経費を国保連合会のレセプト点検手数料の単価引き下げ等により14万9,000円減額いたします。

次に、52ページをお願いいたします。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費は、現在までの支給額を勘案し2,514万円増額、2目退職被保険者等療養給付費を1,143万3,000円増額いたします。2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費を2,354万1,000円増額、2目退職被保険者等高額療養費を755万1,000円増額いたします。

次に、53ページをお願いいたします。

4項出産育児諸費1目出産育児一時金を10人分420万円減額、2目の手数料を2,000円減額いたします。

3款後期高齢者支援金等及び6款介護納付金は財源の調整であります。

次に、54ページをお願いいたします。

8 款保健事業費 1 項特定健康診査等事業費は、職員人件費を 1 万 2,000 円増額し、特定健康診査等事業費を来年度の意向調査のための費用及び今年度発行の無料クーポン券の償還払いのための扶助費への組み替えにより 72 万円増額いたします。

10 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目償還金は、昨年度事業実績訂正のため 4,000 円増額いたします。

以上が、議案第 2 号平成 24 年度周防大島町国民健康保険事業補正予算（第 2 号）についての概要でございます。

続きまして議案第 3 号平成 24 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正では、歳入においては職員人件費に対する一般会計繰入金の減額、歳出は人件費の減額であります。

予算書 55 ページをお願いいたします。

本文で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 603 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 3,640 万 2,000 円とするものであります。

事項別明細書の 61 ページをお願いいたします。

歳入であります。3 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目事務費繰入金は、603 万円減額いたします。

次に、62 ページをお願いいたします。

歳出であります。1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 603 万円の減額は、職員人件費であります。

以上が、議案第 3 号平成 24 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）についての概要でございます。

引き続きまして、63 ページをお願いいたします。

議案第 4 号平成 24 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、職員人件費の調整が主なものとなっております。

それでは本文で、既定の歳入歳出予算の総額から 715 万円を減額し、総額を 33 億 7,454 万 5,000 円とするものでございます。

事項別明細書の 69 ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目地域支援事業交付金は、7 万 2,000 円の増額。

5 款県支出金 2 項県補助金 1 目地域支援事業交付金は、3 万 6,000 円の増額。

6 款繰入金 1 項他会計繰入金 2 目地域支援事業繰入金の 3 万 6,000 円の増額につきましては、生活管理指導派遣事業の利用者増加に伴う補助金等の財源調整でございます。3 目その他一般会計繰入金につきましては、職員人件費等の調整分として 7 2 9 万 4,000 円減額しております。

次に、歳出について御説明をいたします。

70 ページをお願いいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は、職員欠員による人件費の調整といたしまして、8 0 1 万 3,000 円減額しております。

3 項 1 目介護認定審査会費は、職員の欠員に伴い認定調査員の賃金を 6 4 万 7,000 円増額いたします。

4 款地域支援事業 2 項包括支援事業・任意事業 2 目任意事業の 1 8 万 2,000 円の増額につきましては、先に歳入で御説明申し上げましたが、生活管理指導員派遣事業の利用者増加により、社会福祉協議会への委託料を増額するものでございます。3 目地域包括支援センター運営事業は、職員人件費の調整といたしまして 3 万 4,000 円増額いたしております。

以上が、議案第 4 号平成 2 4 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 私からは、議案第 5 号から議案第 7 号までにつきまして補足説明させていただきます。

補正予算つづりの 7 3 ページをお願いいたします。

まず、議案第 5 号平成 2 4 年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

今回の補正は、規定の歳入歳出予算の総額から 4 3 1 万 4,000 円を減額し、予算の総額を 8 億 6,372 万 4,000 円とするものであります。

事項別明細書 7 9 ページをお願いいたします。

歳入についてであります。3 款繰入金において、一般会計繰入金 5 3 6 万 9,000 円減額での財源調整であります。

4 款諸収入 1 項雑入では、大泊地区及び源明地区の県道路改良工事に伴う水道送水管・配水管の移設補償費 1 0 5 万 5,000 円を追加計上しております。

8 0 ページをお願いいたします。

歳出の 1 款簡易水道費 1 項事務費 1 目総務費につきましては、職員人件費の調整で、年度途中

での早期退職による影響が主なものでございます。総務一般経費では、既存のプリンター更新のためのリース料の補正であります。

2項事業費1目維持管理費は、源明地区県道路改良工事に伴う送水管・配水管移設工事請負費84万7,000円の計上であります。

次に、議案第6号平成24年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

補正予算つづりの83ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に529万7,000円を追加し、予算の総額を4億7,017万7,000円とするものであります。

89ページをお願いいたします。

歳入につきまして、一般会計から繰入金529万7,000円を繰り入れての財源調整であります。

90ページから歳出になります。1款公共下水費1項事務費につきましては、職員人件費の調整でございます。2項事業費1目維持管理費では、安下庄浄化センターの生物反応槽の攪拌機及びマンホールポンプ場の水位計故障による修繕費の増額、また、東和片添・安下庄浄化センターの汚泥脱水や、水質検査時に使用する試験薬品の不足が見込まれるため、購入費の追加計上であります。委託料においては、入札や精算見込による水質検査費用の減額補正額を計上しております。

91ページ中段になりますが、2目公共下水事業費の設備経費は、新規公共ます2カ所の工事請負費を追加計上しております。安下庄地区公共下水事業も同じく人事異動に伴う職員人件費の調整でございます。

また、使用料及び賃借料では、既存のプリンターが故障し修理費がかさむため、新たなプリンターのリース料を計上しております。

次に、議案第7号平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

補正予算つづりの93ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に3万6,000円を追加し、予算の総額を3億3,448万5,000円とするものであります。

99ページをお願いいたします。

歳入につきまして、一般会計から繰入金を3万6,000円追加しております。

100ページをお願いいたします。

歳出についてであります。1款農業集落排水費1項総務管理費につきましては、職員手当等職

員人件費の調整であります。

2項事業費1目維持管理費は、電力会社の燃料費調整制度において、電気料金単価変更増による電気料の不足が見込まれるため増額補正を行うものであります。

また、和田浄化センターの汚泥引き抜きポンプ修理等の修繕費を追加計上しております。委託料においては、入札や精算見込による水質検査委託料の減額補正を計上しております。

以上が、議案第5号から議案第7号環境生活部所管事業の特別会計補正予算についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 続いて、議案第8号の補足説明を求めます。星出総務部長。

総務部長（星出 明君） それでは、議案第8号平成24年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の103ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条により、既定の予算の総額に31万6,000円を追加し、予算の総額を7,743万2,000円とするものであります。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

109ページをお願いいたします。

歳入につきまして、一般会計からの繰入金金を31万6,000円追加しております。

110ページからは、歳出であります。渡船会計におきましても他の会計と同様に、職員人件費の調整を行っております。1款事業費1項事務費1目総務費は、職員人件費の調整であります。2項事業費1目前島航路運航費は、前島航路の職員人件費の調整と、前島航路運航経費において、船舶に整備しておりますレーダー設備が古く故障がちな状況にあるため、このたび更新する経費として修繕費及び手数料を計上しております。

111ページ、3目浮島航路運航費は、職員人件費の調整であります。

以上が、議案第8号平成24年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩をいたします。

午後3時10分休憩

.....
午後3時24分再開

議長（新山 玄雄君） それでは再開します。

先ほど、次第書で少し抜けておりました。日程第8、議案第2号平成24年度周防大島町国民

健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から日程第14、議案第8号平成24年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）までの7議案を一括上程し、これを議題とする。ということが抜けておりました。つけ加えます。

それでは、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第1号、質疑はありませんか。4番、広田議員。

議員（4番 広田 清晴君） 先ほど補足説明のように、今回一般会計のほとんどの額、これは、基本的には給与改定、給与の変更ということ。実際的なもう1つは、子ども手当から児童手当への変更。それと若干の修繕費ということですが。まず、先ほど補足説明の中で、一般会計については2,222万7,000円、そして、企業会計を除く全ての部分については4,483万9,000円の減額というのが補足説明の額じゃったろうというふうに思いますが、一つは、大枠としてですね、退職にかかわる部分は入っちゃうのかどうなのか。実際的に入っとれば、この中の幾らという格好で報告を求めたいというふうに思います。

それと、給与関係は、今回も当然、目ごとに入っておりますから、目ごとに当初の予定人数と補正後の予定人数、これを明確にしちよたらというふうに思います。これが1件です。わずかばかりで人数変更がないところもあろうし、それは、同人数何人でいいですから、答弁のときにですね。答弁をお願いしたいというふうに思います。

それと、もう1点が、先ほど言われました、子ども手当から児童手当の変更であります。金額的にはほとんど変わってないという今回の補正になっておりますが、組み立て時点と、例えば3・4・5月分を支払うときの部分と、当然合算になっちゃうりますからね、人数を含めて報告をお願いしたいと。人数、これも対象人数です。求めておきたいというふうに思います。

それともう1つは、システム改修についてであります。私も毎回言うんですがね、大体、国の制度に伴うシステム改修がほとんどなんですよ。そういうときに、例えば、いつも町は一般財源で組みますよと。じゃあ国からの補助なり交付税措置なり、これが本当に、ないのかあるのか。実際的にこれをずっと町が単独でやっている、それこそ、地方財政をいじめる何ものでもないというふうに見られるんで、その点での、ちょっと再答弁になりますが、ずっと言いよるんで、その答弁を求めておきたいというふうに思います。

それと、今回、事業費関係で大きいのが観光費についてであります。どこまでが県の負担で、どこまでが町単独なのかという部分を、ちょっと丁寧な答弁を求めておきたいということであり。よろしくお願いたします。

議長（新山 玄雄君） 星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 人件費に対する退職者の影響ということでございますが、当初予算を組む際は、昨年12月の職員数をもとに、退職者、あるいは新採用何人入れるかということ

を想定して組んでおります。退職者の影響は3,650万円余りということが、給料と手当では言えます。逆に、途中退職が6人ほどおりましたので、退職手当の特別負担金が1,100万円余り増となっております。

あと、科目ごとの職員数の推移でございますが、変更のあったところでは、戸籍住民基本台帳費でマイナス1名、児童福祉総務費でプラスの1名で、3名。それから、農地費でマイナス1名の、3名。それから、土木総務費でマイナス1名の、8名。社会教育費総務費でマイナス1名の、4名。一般会計は、229名でプラマイゼロとなっております。それから、特会ですけれども、後期高齢者医療事業特別会計でマイナス1名の、2名。トータルでいきますと、278名で、当初予算に比べて、マイナス1名という結果となっております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 西村健康福祉部長。

健康福祉部長（西村 利雄君） まず、最初に、子ども手当の組み替えのことから。人数でございます。当初が3歳未満2,336名、3歳以上小学校修了前が8,850名、それから小学校修了後から中学校修了前まで3,703名です。変更が、子ども手当、24年の2月から3月分支払が、同じく3歳未満が332名です。3歳以上小学校修了前が1,367名、それから小学校修了後中学校修了前が566名、これが2月から3月分です。そして、4月分からですが、児童手当になりましたので、3歳未満が1,944名です。それから3歳以上小学校修了前が7,467名です。小学校修了後から中学校修了前が3,137名です。それで、当初は1万4,889名ですが、変更後が1万4,953名と、若干変動がっております。

それから、補正予算書19ページになろうかと思えますは障害福祉費のところシステム改修86万1,000円計上しています。これは10割の国の補助があります。それから、21ページの介護保険対策費の中で、介護保険システム改修90万7,000円、このシステムの変更につきましては単独でございます。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 西本産業建設部長。

産業建設部長（西本 芳隆君） 観光一般経費の中の負担金250万円の明細ということでございました。これは、今回、岩国錦帯橋空港が開港した関係での負担金ということで、この行き先は、先ほど説明がありましたように、山口県観光連盟ということです。この負担の内訳は、県が5,000万円、市町等が5,000万円という内訳になっております。市町等というのは民間も含めてというような話を聞いております。

ちなみに、この近辺では、岩国市が1,000万円、柳井市が500万円、周防大島町が予算計上の金額となっております。

市町と県との振り分けということですが、市町がほとんど全額を負担する内容につきましては、NEXCO高速道路公団とタイアップした周遊バスの設定、広島県も含めた広域観光情報や割引特典掲載のNEXCO周遊券の割引利用者向けの案内本を作成することと、利用者への特典、これが200万円。それから、エージェンต์向けのモニターツアーということで、首都圏旅行会社を対象としたツアーで、これが150万円ばかり。それから、首都圏マスメディアを対象としたモニターツアー、これが、首都圏の旅行業者を対象としたものですが、これが160万円ばかりということ。あとは、県と折半というか、負担が市町のほうが多い場合もあるんですけども、観光イベント開催、首都圏で、3月まで月1回以上のイベント計画、これが1,450万円、ちなみに県は200万円ということになっています。

それから、広告関係では、宣伝関係ですけれども、広告使用を含めたキャラクターの権利デザイン料1,250万円、ちなみに県が500万円ということになっています。それから、インターネット活用による情報発信740万円ということで、県は340万円。それから、PRグッズの作成等につきましても、ガイドブック、ポスター、のぼり、チラシ等を作成、これが500万円、これは県と折半というふうになっております。

なお、県のほうは、旅行商品の造成支援ということで、民間への補助、旅行商品の支援あるいは、宿泊等を伴う商品を使うという形に補助ということで、それらが、大きいところで1,500万円というふうな数字が上がっています。その他大きいのは、キャンペーンイベントの利用とか、そういうところが大きいものになっております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 4番、広田議員。

議員（4番 広田 清晴君） もう1点が、税収のほう、入りで聞いておきたいんですが、今回、入りのほうの見込みとして個人で1,000万円、法人で400万円、それぞれ入りの増ということで、普通徴収、給与特別徴収、現年課税分という分け方でそれぞれ増額なんですけど、その特徴。税収は厳しいわけなんですけど、制度上の改定等で係る部分があったら、報告を求めたいというふうに思います。

それと、もう1つが、基金関係であります。今回、財調を取り崩すのが、一つの財源ということではありますが、今回、財調を取り崩した後の基金残高、これについても報告を求めておきたいと。また、外国語活動推進事業基金の上乗せがありますので、その部分も残高の報告をお願いしたいというふうに思います。それが、2つ目です。

それともう1つ、先ほど子ども手当に対して答弁がありました。それで、今度は児童手当に変わります。児童手当に変わったら今度は、児童措置費にあらわれてきますが、扶助費として、今度は名前が変わりますよということで、被用者児童手当と非被用者児童手当、特例給付というこ

とありますが、これについても、細分化されとる人数があると思いますので、その報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 福田税務課長。

税務課長（福田 美則君） 今回の広田議員さんの御質問で、事項別明細 9 ページの町民税の個人で、普通徴収と特別徴収ということで 500 万円ずつの増額補正をしております。

普通徴収におきましては、今年度、24 年度から年少扶養控除の廃止ということがあります。それにおきましては、当初予算では 990 万円程度の増額というふうに見込んでおりましたけれども、賦課実績におきまして 1,490 万円の増額が見込まれるということで、今回 500 万円の増額補正というふうになっております。

給与特別徴収につきましては、退職等による減額の影響と、さらに、同じく年少扶養控除の廃止に伴う増額の影響ということで、当初予算におきましては対前年度で 490 万円の増額と見込んでおりましたけれども、賦課実績におきまして 990 万円の増額が見込まれるということから、500 万円の増額補正となっております。

そして、法人町民税の現年分の補正でございますけれども、もともと町内にあった事業所ではあるんですけども、その事業所は、全国組織の中の事業所となっておりましたが、それが子会社化されて、形としては、新規法人ということになっております。この法人の、確定の申告と予定の申告の実績で、新たに申告が出てきておりましたので、それによる増額補正ということになっております。

議長（新山 玄雄君） 西村健康福祉部長。

健康福祉部長（西村 利雄君） 22 ページの、児童手当事業の 20 節扶助費ということでございます。被用者児童手当が 7,038 人、非被用者児童手当 5,510 人、特例給付が 140 人の、計 1万2,688 人でございます。これは 24 年 4 月から来年 1 月までの数です。

議長（新山 玄雄君） 星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 基金残高のお問い合わせですが、財政調整基金は今回の補正後では 33 億 6,200 万円余りとなります。それから、外国語活動推進事業基金でございますが、今回の 860 万円を積み増ししますと、予算上では 4,304 万 5,000 円となります。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。7 番、松井議員。

議員（7 番 松井 岑雄君） 1 つ聞きます。環境衛生総務費の中で、住宅用太陽光発電システムに 68 万円ほど補助費を計上しておりますけれども、何件くらいの予定でございますか。それともう 1 つ、前島航路で、需用費 51 万 5,000 円を計上し、修繕費ともなっておりますけれども、レーダーというのを先ほどお聞きしましたが、この 2 つについてお聞きしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 松井議員、渡船会計は後でやっていただけますか。

議員（7番 松井 岑雄君） では、最初の太陽光のほうだけで。

議長（新山 玄雄君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 今年度の、今現在の実績で、17件で74万9,000円の支出をしております。昨年ですが、12月以降140万円ぐらいの支出があったものですから、今回、12月以降として、今現在の残を含めて21件の93万1,000円を見込んでおります。全体で38件ということです。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、最終日といたします。

次に、議案第2号、平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。広田議員。

議員（4番 広田 清晴君） 1点だけ聞いちょきたいと思います。といいますのが、町のホームページを見ると、毎回毎回のように医療費の抑制を載せております。医療費自身を抑えるためには、やっぱり、事前の健診等が欠かせないというのは私も考えているところであります。

実際的に、今時点で、国保にかかわる医療費増の見込み状況、当初予算と比較して、どういふふうに見ておられるのか、聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 西村健康福祉部長。

健康福祉部長（西村 利雄君） 医療費の伸びの原因ということで（「いや、原因じゃなしに、伸びの状況」と呼ぶ者あり）これからの予測ということでいいんですかね。

議員（4番 広田 清晴君） 一応ですね、医療費増の見込みについて、推定段階ですが、今12月ですから推定の推定と思われませんが、実際的には一定の見込み的なものとしてはですね、今、補正で膨らんだ部分が、保険給付費から推定したりするわけですが、国保の医療費についてはね。じゃけ、そういうところで大体どういふふうに見ておられるかというのが質疑の内容です。

健康福祉部長（西村 利雄君） 次年度以降の財源不足額の見込みということで答弁させていただきます。

来年度以降の医療費の伸びを5%と設定した場合、平成24年度当初予算策定時に見込んだ赤字額は、平成25年度が4,000万円程度でございました。現在策定中の平成25年度当初予算では、約8,000万円赤字額が拡大する見込みでございます。見込みで約1億2,000万円程度の赤字ということになっております。このままいけば、平成26年には約2億円程度の赤字を見込まざるを得ない状況であります。

また、平成27年度には共同事業の大幅な拡大が予定されており、平成22年度の実績数値からの試算では約9,000万円程度の財源縮小が見込まれますので、さらなる税の引き上げが必要になるものと考えております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（4番 広田 清晴君） 質問と答弁がかみ合わなかったんですが、最後にさらなる国保税の引き上げっていうまでの答弁をされたら、やっぱり、できるだけ行政、執行部等も一定程度抑えるという努力、それは当然、他の市町村と違って、3病院があって、2つの老健があって、それ、町立ですからね。そういう中で、町民に奉仕しよるわけですから、じゃけ、それは、奉仕として考えていただきたいということを言って、質疑を終わります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第3号、平成24年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

議案第4号、平成24年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

議案第5号、平成24年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

議案第6号、平成24年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

議案第7号、平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

議案第8号、平成24年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。松井議員。

議員（7番 松井 岑雄君） さっき、お聞きしたんですけども、51万5,000円の補正についての中身について、ちょっとお聞きしたいと思いますんで、よろしく。

議長（新山 玄雄君） 松本政策企画課長。

政策企画課長（松本 康男君） 前島航路の渡船のレーダーの関係でございますが、平成7年にレーダーを設置しております、これは、夜間の航行とか漂流物への衝突を回避ということで設置をしております、ものが古くて、かなり故障がちということで、このたび、この費用でもって買いかえということでございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 松井議員。

議員（7番 松井 岑雄君） もう1点、レーダーに対しての出力とかメーカー名だとかいうのはわかりますか。何キロワット出力とか。

議長（新山 玄雄君） 松本政策企画課長。

政策企画課長（松本 康男君） 性能でございますが、2キロワットの出力で8.4インチの大きさの液晶レーダーということでございます。

議長（新山 玄雄君） 松井議員。

議員（7番 松井 岑雄君） つけ加えます。2キロワットっていうことは、監視範囲が非常に狭いんですよね。最低でも4キロぐらいほしいわけです。内海航路でお使いになる漁船等でも、やっぱり4キロワットぐらいを使いますので、あんまり小さいと周囲が非常に映りにくいというのがあるので、その辺をちょっと考慮いただいたほうがよろしいかなって、今、思ったんで。中身についてお伺いしただけで、その辺は、ぜひ、また、お考えいただいたらと思います。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 答弁はいいですか。（「たぶん、わからないと思いますので」と呼ぶ者あり）松本政策企画課長。

政策企画課長（松本 康男君） 現在、設置しておりますもので性能的には支障はないんですが、故障が多いということでございまして、同程度の物に買いかえということでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようですので、質疑を終結します。

以上で、議案第2号平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）か

ら、議案第8号平成24年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの質疑を終結します。

なお、討論、採決は最終日といたします。

日程第15．議案第9号

議長（新山 玄雄君） 日程第15、議案第9号平成24年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原公営企業管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） 議案第9号平成24年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。

お手元の平成24年度周防大島町公営企業局補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

この予算は10月実績に基づきまして算出し、第2条の業務量では、病院患者数は、入院、外来ともに減少を、介護老人保健施設利用者数も、入所、通所ともに減少を見込んでおります。それに伴いまして、次の2ページにありますように、1日の平均患者数、利用者数を補正しております。

第3条の収益的収入及び支出につきましても、10月末までの実績に基づきまして算出し、収入につきましても、業務量の減少に伴います診療収入の減少により、合計で8,426万6,000円減額補正し、46億8,233万6,000円を見込み、支出につきましても、給与費や業務量の減少に伴います材料費の減少等により、合計で8,412万2,000円減額補正し、46億8,075万7,000円を見込んでおります。

次に、4ページをお願いいたします。第4条の継続費につきましても、平成25年度に行う予定であります東和病院の旧東棟の解体、外構工事費及び追加工事費として1億3,340万8,000円を増額し、総額を18億1,703万8,000円としております。

第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員の育児休暇等により、給与費を合計で5,186万1,000円減額補正しております。

次に、5ページをお願いいたします。第6条のたな卸資産購入限度額につきましても、病院患者数の減少に伴う減額でございます。付属資料といたしまして、6ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

なお、当年度純利益は28ページの、平成24年度周防大島町公営企業局事業予定貸借対照表のとおり5,911万9,000円の赤字を見込んでおります。

以上が平成24年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）の内容でございます。

どうぞ、よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。4番、広田議員。

議員（4番 広田 清晴君） まず1点は、先ほど企業管理者が言われた、実際的な予定量の変更についてであります。先ほど、入院で3,954人、外来で9,645人、それぞれ病院関係で落ちるといふ報告がされましたが、例えば先ほど産休と言われましたが、実際的に看護師総数を増やしていかにゃいけんといふふうに思われます。確かに経費は5,000万円くらい落ちて、売上げを増やそうと思ったら、その核となる看護師さん、医師を増やしていかにゃいけんといふのが私の立場です。

そういう中で、現時点、この補正の時点ですすね、実際的に何人の不足かと。例えば大島病院でいえば、60療養病床があったとしても、現実的には50を基準にやりよるといふのが実態なんですよね。そうするとやっぱり、どのくらい看護師さん、医師を増やしていかにゃいけんのかといふのが今からの課題ではないかといふふうに思います。産休の状況も報告しながら、補充についての考え方、これを聞いておきたいと。これが1点であります。

それと、先ほど貸借対照表を使って今年度末の報告がされました。実際的にはこれも、町と違って、例えば、企業債等も動いちょるかもわかりません、貸方のほうですすね。借方、貸方で動いたところについて、報告を求めておきたいといふふうに思います。これが2点目です。

それと3点目、これも補足説明がありました。3カ年で行う東棟の改築工事ですが、結局1億3,000万円余りですか、若干増えておりますが、この3年目の増がすすね、いつ時点で変更しなければならないという格好になって追加が出てきたのかということも、先ほど中身については、企業管理者のほうで報告されましたので、いつ時点でこういうふうな見通しになったんだということが当然あると思われすすので、今回、いろいろありましたから、ちょっと簡単に説明をしていただきたいといふふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 藤田公営企業局総務課長。

公営企業局総務課長（藤田 隆宏君） まず、1点目の育休中の職員についてですが、現在、公営企業局内において14名、育児休暇中がおります。東和が5名、内訳が、看護師1名、検査技師1名。橋が2人で、歯科衛生士が2名。大島が5名で、事務が1名、看護師3名、栄養士1名。さざなみ苑は介護員、看護学校が教員各1名の計14名ということでございます。

それと、先ほどの、大島病院の療養病床の稼働率につきまして、まだ、看護師も若干足りない、看護助手さんも足りない状況ですが、1月1日で看護助手さんは2名採用で、今、病院のほうから上がってきておりますので、いずれ60床に上げて、郡民の皆様の医療を支えたいといふふう

に思っております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 村岡公営企業局財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） 予定貸借対照表の大きく今回動いた点ということで説明させていただきます。

今年度9月の議会におきまして、23年度の決算認定をしていただきました。それに伴うものが、まず、建物構築物の入りくり部分が4,700万円ございます。これは、構築物に入っておったもので、実際は建物に入れるべきであろうというものを4,700万円、建物のほうに移動させております。また、車輛と貸方部分の受贈財産評価額で1,900万円ほど増額しております。これは、町からの補助でいただきました車輛部分、この部分を受贈財産及び車輛に増額計上させていただいております。未収金は、決算で実際に確定したものと今回の3条予算の予定に伴うもの450万円を加えて、1,400万円減額しております。貯蔵品は、業務の予定量の変更により459万円減額しております。引当金は、決算調整で、23年度の修繕引当金部分を減額しております。

また、企業債及び借入資本金（企業債）につきましては、過疎債の借入が公営企業会計では3月になりますが、町の会計と同時に借入れを行います関係で5月になりますので、その関係でソフト事業分の過疎債8,860万円を減額、また、借入資本のほうの企業債の機械器具及び建物1億1,000万円を減額しております。それと、建設改良積立金を9月議会で処分という形で、赤字部分3億1,248万6,000円を減額しております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 解体時期は、今工事が、5月31日を一応目標にやっておりますので、本体工事の1期分ができた時点で移転をし、その後に解体工事の発注、その他がありますので、その時点でのということで、25年度予算計上での年額割の変更ということになっております。

これにつきましては、土質調査等も十分にしたのですが、やはり、建物が建っている本体の部分での土質の変形とか、いろいろありましたので、外構と合わせて、これらを追加し計上させていただいたものでございます。よろしく申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 4番、広田議員。

議員（4番 広田 清晴君） 中身については、スローとかアスベストとか、事前に聞きに行きました。実際的にこういうところで協議がされて、増えたんかなというふうに見えるんですが、今回補正で、例えば来年度部分をつくりますよね。それが、新しい入札業者が決定してから、そ

の事後に3年目の部分に変更になるちゅう話し合いがされたんじゃないだろうと思うんですよ。その時期がいつごろなのか、という質問の趣旨なんよ。じゃけえ、例えば設計業者が決まって、JVが決まって、いろいろやってみて、ああ、これじゃあ、こうじゃないかねちゅうことで、いつの時期かそういうことが発生したんじゃないかと。例えばこの時期ぎりぎりでも理論上は間に合うわけよ。

ただ、いつごろ、企業管理者を、設計業者中心に、JVとの話し合いの中で、こういう積み上げができたのは、いつごろなのかというのが、ちょっと内容的には聞いちょきたいと。

議長（新山 玄雄君） 河村公営企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 昨年11月に1回目の入札をし、3月に2回目の入札をして、2回目の入札で契約運びとなりまして、4月1日で契約開始、その後の現場打ち合わせ会等で、外構にかかわる部分のいろんな打ち合わせの中での手直し、それから、解体部分につきましても、その時点で話し合いをしながら、8月、9月ごろの各月の現場打ち合わせ会での再度詰めということでさせていただきました。

その中で一番問題になりましたのが、平成8年に、改築工事で東棟はやっておりますが、そのときにいろんな部分の処理を 窓の塩ビの部分とか、煙突の部分とかを封鎖したり、いろいろ改修したりして、平成8年に工事をしておりましたので、それらの再度図面での検討等をしていただきまして、9月議会には修正が間に合わないということで、今回の12月議会へ年割額の変更で出させていただきます。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は、最終日といたします。

暫時休憩をいたします。

午後4時09分休憩

.....
午後4時21分再開

議長（新山 玄雄君） 再開をいたします。

日程第16．議案第10号

日程第17．議案第11号

日程第18．議案第12号

日程第 19 . 議案第 13 号

日程第 20 . 議案第 14 号

日程第 21 . 議案第 15 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 16、議案第 10 号周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定についてから、日程第 21、議案第 15 号周防大島町総合交流ターミナル施設の指定管理者の指定についてまでの 6 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第 10 号から議案第 15 号までの各施設の指定管理者の指定につきましては、関連しておりますので一括して補足説明を申し上げます。

来年 3 月に指定管理者の指定期間が終了する 11 施設と、新たに指定管理者制度をスタートさせる総合体育館及び陸上競技場について、周防大島町公の施設の指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要綱に基づき、選定の透明性、公平性を図る観点から、民間の専門家等 4 人から 5 人の委員さんで組織された指定管理者選定委員会をそれぞれ立ち上げ、施設ごとに 3 回の選定委員会を経て、参考資料として添付しております報告書のとおり、優先交渉権者の選定をいただいたところであります。

なお、指定管理期間につきましては、既に御理解のとおり、指定管理者制度導入当初からの施設について、公募によるものは 5 年、非公募では 3 年、新規の場合は 3 年としているところでございます。

まず、議案第 10 号は、周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定についてであります。選定委員会で優先交渉権者に選定された、宮本常一資料保存研究協議会を指定しようとするものであります。指定期間は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間としております。

次に、議案第 11 号、日本ハワイ移民資料館指定管理者の指定につきましては、優先交渉権者に選定された大島国際文化交流協会を指定しようとするものであります。指定期間は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間としております。

次に、議案第 12 号、周防大島町総合体育館及び周防大島町陸上競技場指定管理者の指定につきましては、優先交渉権者に選定された三宅商事・S Y スポーツ施設共同企業体を指定しようとするものであります。

指定期間は、初めての指定管理者制度導入施設でありますので、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 3 年間としております。

次に、議案 13 号、周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ラン

ド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定につきましては、非公募による優先交渉権者に選定された社団法人東和ふるさとセンターを指定しようとするものであります。指定期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間としております。

次に、議案第14号、周防大島町陸奥野営場、周防大島町立陸奥記念館及び周防大島町なぎさ水族館の指定管理者の指定につきましては、優先交渉権者に指定された特定非営利活動法人周防大島海業研究会を指定しようとするものであります。指定期間につきましては、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間としております。

最後に、議案第15号、周防大島町総合交流ターミナル施設の指定管理者の指定につきましては、優先交渉権者に選定された有限会社サザンセトとうわを指定しようとするものであります。指定期間につきましては、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間としております。

以上で、議案第10号から議案第15号までの指定管理者の指定について、補足説明を終わります。議員各位におかれましては、慎重審議を賜り、御議決をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第10号周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。中本議員。

議員（6番 中本 博明君） ちょっと聞いてみるんですが、申し込みですよね。申し込みも1つだけじゃ町のほうもおもしろくないと思うんですが、町のほうが申し込み申し込みって言って、この3つが出てきたんかなという点と。

第2点が、この審査結果ですよね。審査基準の2の88点と56点と40点というんが、差が余りにも開いてるといふんか、これは、何がいけなかったのか。これと5項目のこの点数も128点と107点と86点ですよね。5項目の何がいけなかったのか。

それと、この団体は、まあ、いい団体じゃろうと思うんですが、もし、この団体に赤字が出たときに、町のほうが、この、どういうふうに言うたらいいか、この団体の皆さんに赤字を埋めさすわけにはいかないの、町が補助して、やらすというようなことが絶対ないのか。

その3点、ちょっとひとつお願いします。

議長（新山 玄雄君） 中野教育次長。

教育次長（中野 守雄君） 3点いただきました。

まず、公募って言いますか、応募について、町がそういう声をかけるのかという御質問でございしますが、そういうことは全くございません。

それと、差があるというのはA団体B団体のことだろうと思いますが、（発言する者あり）は

い。差があるのは何かと、何がいけなかったのかということでございますが、これは、各団体が分厚い申請書を出されて、実際にヒアリングをして、各委員さんが評価されるということでございますので。そのコメントについては皆さんに参考資料としてお配りしております報告書に、総評あるいは委員会における主な意見、評価というところでその辺のことが書かれておりますので、参考にさせていただけたらと思います。

それと3点目の、赤字が出たときどうするのか、町は、いわゆる補填するのかということですが、もう赤字が出ないように頑張ってくださいと。それで、赤字が出たからといって町として一切補填はいたしません。とにかく、健全なる管理運営をするように頑張ってくださいということでございます。

議長（新山 玄雄君） 中本議員。

議員（6番 中本 博明君） だから今、2番目に聞いた4審査結果ですよ。審査基準2番のものは審査事項が1つしかないんで仕方ないと思うんですけど、5番目が5つほどありますよね。あの5つの項目のどこで一番点数が開いたのかということ。

議長（新山 玄雄君） 中野教育次長。

教育次長（中野 守雄君） 失礼します。

5の項目の中のどの点が開いたのかということですが、報告書の中の5の項目の一番下に、歴史民俗資料の収集、保存に関する知識等がありますが、こういったあたりのところが大きかったように記憶しております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員（4番 広田 清晴君） 実際的に今回の指定管理については、指定管理の一番まずい部分が出たかなというふうに私は認識して質疑をします。

言いますのが、いわゆる指定管理制度の最大の弱点は、維持管理費、同じようなものをつくってきた部分をどう抑えるかというところ、民間のノウハウを入れるといいながら、実際的には点数に反映されていないというのが一つあります。

言いますのが、先ほど中本議員が質疑をされよったところから、若干追加しますと、例えば「その他町長が別に定める事項」これが満点175点で、ここで21点差が開いております。これ5番目です。例えば5番目でいえば、皆さん方はわからんと言うかもわかりませんが、例えばレストラン、物販等の町内仕入予定額とか、町内の雇用予定人数、類似施設の管理実績といえ、指定管理を今からやるところと今までのところは当然大きく差が開かんにやいけんわけですよ、実際的に。それが逆に、二十何点も開いちょる。これを皆さん方に答弁せと言っても、詳細については来ておりませんって言うかもわからんが、やっぱりね、町は責任を最後まで負うべきだと

というのが私の質疑のあれです。

実際的に、例えば町が審査委員のほうにお願いしました。それで、点数配分はどこがしたのか。今回、3年前と比較して、例えば、2「公の施設の効用を最大限に発揮するものであること」これが前回10点で、今回20点。そして、3「公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること」これが前回50点が40点になっておる。これは、後から見てもろうたらええんですがね。そういうふうにしてその点数配分を変えたところが、きちっと応募者に伝わっちゃうかどうか。変えたんならどこが変えたとしても、やっぱりプレゼンテーションに反映するように、きちっと、点数配分が変わったよというのは言うちょかにやいけんと思うんですが、それはきちっと最初にやられたんかどうなのか、これが1点です。

それで、先ほど言うた、本来なら点数が多くなけりやいけんところ、これが128点と107点で21点差がつくと。3年前と比較してみました。3年前の点数と比較したら、総合点は一緒です。175点。それが、3年前はですね、138点、と今回107点、実に31点。仕事をやりながら31点下がっちゃうっていうのは、どっかに理屈がなけりやいけんのですよ。それは、皆さん方は選定委員がつけたんじゃ知らんて繰り返すかもわかりませんが、これはひど過ぎるんじゃないかと、誰が見ても。それは、3年前に前回の部分で問題があったけえ云々かんぬんっていうなら、まだ議論の余地があります。しかし、いろんなことがあった後に、3年前に点数をつけました。その点数と今回の点数が、さっき中本議員が言うたところだけで、前回から31点下がっちゃう。ベースが変わったら違いますからね、あえて触れませんが。また、「公の施設の効用を最大限に発揮するものであること」これが100点満点です。10点上がったから、その10点変わったところで32点も差がつくということは、これは皆さん方言うと思いますよ。これは、あくまで選定委員がやったことだと、私ら知りません、言うかもわからんが、やっぱり理屈がきちっと説明できるように、提案するときは、やっぱり聞いちょかないけんのんじゃないか、町長自身がね。ああ、こういう点だったんですかと。この項については何点でしたか、この項については何点でしたかと。というのは、町長が提案者ですから、私は責任逃れはできない、というふうに考えちゃうんです。じゃ、町長がその点で委員に、どういうあれかっちゃうのはやっぱり詳細を聞くべきだというのがあって、詳細を聞いておれば答弁を求めたいと、聞いてなけりや答弁しようがないんで、求めたいというふうに思います。

それともう一つは、さっき点数の分を言いましたから、答弁を求めておきたいというふうに思いますが、これを見てみると、いわゆる、会長名は、いりませんが、いろいろやられた事業概要がここに載っております。事業概要で言えば、宮本常一蔵書約2万1,000点で、写真撮影約10万3,000点になりますか、という格好でやられとります。これは町が行った仕事じゃないんですか、実際的に。町が議会に示してやってきた仕事じゃないんですか。仮にそうであるな

ら、例えば、21年度406万2,000円、22年度735万円、これらについては町から委託費もしくは補助費、いろんな格好でお金が流れちよるんじゃないですか。先ほど言い方がおかしかったですが、それとは別個に客観性としてその決算の中に、大体皆さん方わかると思いますから、どのくらいお金が流れちよるんだと、全額じゃないと思いますよ。ですが、やっぱりそれなりに報奨費もしくは委託費、もしくはいろんなところからその団体にお金が流れちよるんじゃないか。そしてまた、決算もつかんじよるんじゃないかというふうに思いますので、答弁を求めたい。最初に3件について、答弁を求めておきたい。(発言する者あり)その団体っちゅうのは、優先交渉権者。

議長(新山 玄雄君) 椎木町長。

町長(椎木 巧君) ちょっと基本的なことを申し上げておきたいと思いますが、先ほど中本議員さんの質問にも関連するわけでございますが、2ページにあります5番「その他町長が別に定める事項」ということで、大きな差がついとと言う中本議員と、今、広田議員も同じことなんです。実は35点の配分で、これに5人委員さんがおられますから175点満点ということになります。それで、「町長が別に定める事項」というのは、ここにありますレストランのこととか、町内の雇用のこととか、類似施設とか、まあ、いろいろ5項目ございますが、これらを選定委員さんは見て、そしてそれぞれの点数をつけられたわけですから、当然、私たちが、何で差がついたかということは、明確に御答弁申し上げることはできないということなんです。それで、皆さんの5人分の点数を足したら128点になったり、86点になったということでございます。

それと、前回の選定委員会のときのこの配分の問題と今回の配分の問題は、特に前回が何ぼだったからこうこうということには、私たちは何も指示いたしておりません。(「選定委員会」と呼ぶ者あり)

それで、もう一つ申し上げますと、この3ページの4審査結果の1番から5番にございます、結果的に最後は合計になるわけですが、それらの中でABC団体にそれぞれ点数が出ております。このことを具体的に中身はどうなんかということになりますと、先ほどの中本議員さんの質問にもありましたが、それをやるとすれば、4ページの(2)の「委員会における主な評価と意見」というところを見ていただくしかないとします。

それらの中には、今、B団体のことがありましたので、少しそこを読み上げてみますと、(2)の「委員会における主な評価」の中で、B団体が出とるのは一番初めの丸なんです。そこでは、ちょっとはしょって言いますと、管理運営に不安感を抱くと、次の丸ではB団体は文化財を活かした活動よりも集客を優先したような印象を受けるとか、また、3番目の丸では、B団体も文化財の活用についてやや不十分であると考え、このようなことを5人の選定委員さん

が、5人のうち何人が言われたかわかりませんが、そういう意見に集約されておるんだらうと思うわけですが。その結果、各委員さんが点数を入れられて、その点数の5人分を集計したのが、B団体であれば107点になったという結果でございますので、その中身について、私たちが、それは誰がどうしたとか、どういう点数をつけてということは申し上げることはできませんし、私たちにはわからないということでございます。

それともう一つ、済いません、ちょっと質問がずれるんですが、赤字の件がございましたが、要するに、指定管理団体、この指定管理という制度からすれば、この団体が仮に指定管理を受けて、5年間ありますが、その間に赤字になったとしても、その赤字になったからといってこの指定管理料を変更するということはありません。それでもしも、相手側の団体が仮に運営できなくなるということになれば、それはその団体が、あってはならないんですが、いやいや、過去にもありましたが、あってはならないんですが、その撤退をするというような部分もあるかと思いますが、そういうことがないような団体を選定していただくということも、今回の選定委員会の皆さん方には、ちゃんとそういう目線で見えていただいておりますというふうに思っているところでございます。

あとは、事務方のほうで説明させていただきますが、以上のようなことでございますので、この選定の数値の中身についてどうだこうだと言うのは、なかなか私たちのほうでは難しい。今、広田議員が御指摘のとおりでございます。

議長（新山 玄雄君） 中野教育次長。

教育次長（中野 守雄君） A団体の件についての御質問でございますが、この団体につきましては、概要書にありますように設置が平成21年でございますが、実はもともと平成15年か16年に文化交流センターが設置されましたときに、ほとんど、今この協議会に入っているメンバーが、文化交流センターには宮本常一先生の膨大な資料がある、ただ未整理な部分が大変多いということで、そういう資料等を、一部補助金とかを受けてですが、ほとんどボランティア的にその資料整理とかにかかわってきた、あるいは支援してきた、指導してきた、そういうメンバーでございます。

ちょうど平成21年に、山口県ふるさと雇用再生特別基金関連事業というのが景気雇用対策で出まして、これが、いわゆる県の基金なので業務委託したいという話がございまして、既に文化交流センターが設置されましたときにそういったメンバーがおりましたが、それでは、個人では受けられないのなら協議会をつくりましょうということで、平成21年9月につくったのが、この平成21年度の400万円、あるいは22年度、23年度というふうになっております。ですから、この仕事だけをするためにつくったというわけではございません。

それで、現実には、今も文化交流センターの体験学習等の支援、あるいは民俗資料保存の指導、

そしてハワイ移民館への、いわゆる資料の整理、リスト作成、整理方法の指導等もボランティアで行っておりますので、決して、この概要書にありますことだけをやっている団体ではないということ聞いております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（4番 広田 清晴君） 実際的にはこの収入があればこの支出があるわけですね。今、県のほうの基金を活用して、事業を行ってきたということで報告がありました。

実際的には宮本さんの啓発普及を行うというのを中心にやってきた団体だろうということはタイトルからもわかりますが、こういうタイトルで新たに指定管理に応募。私たちが危惧するのは、一応3年3年で6年やってきた、まがりなりにもやってきたB団体から、例えば新たにA団体に行くときに、A団体は事業計画書は出しちよるんでしょ、事業計画書。例えば、（発言する者あり）いやいや違う、そんなもんじゃなしに、1年間に何日運用、1年間に何日開きますよ、うちの建物は。そういう中で人件費は何人雇いますよ、そういう格好のあれは当然出されちよるはずですよ。何ら議会に示しても問題はないと。例えば、それはA団体もB団体もノウハウがあるかもわかりませんが、皆さん方の好きなノウハウがあるかもわかりませんが、やっぱり、自分が少なくともその建物を維持しようとするれば、年間何日運用します、そのためには何人出面がいりますとか、そういうものは当然入れちよかんにやいけんのんじゃないかというふうに思うわけです。それは、どうなのかということが一つです。じゃけ、雇用とか、いわゆる何日間開館するとか、そのために何人必要だとかという格好で、当然プレゼンテーションのほうに出しちよると思うんですよ。それはやっぱり、絵に描いた餅にしてもいけんし、それは大変じゃし。今回初めてそういう団体が、いわゆる最後まで指定管理としてやります、絵を描きましたやります、それは結構ですよ。

じゃが、実績的には、全く実績がないんですよ。いわゆる管理する部分についてはね。蔵書とかいるんなそういう細かいもの、宮本常一さんについてはいろいろあるかもわからんが、実際に久賀の施設を運用すること、これについてはほとんど、例えば今ここに何人がおられるんかわかりませんが、役員さん、それがつくちゅうことはほとんど不可能じゃないかと。会議やら、そういうところへの参加はできるかもわかりませんが、会議その都度。ほいじゃけ、実際的には何人が雇用していかにやいけん、これだけでできるもんじゃありませんよ、指定管理を受けて。ほいじゃけ、そういう風なのをやっぱり報告してもらって、議会のほうの同意をもらえるもんなら、もらわんにやいけんというふうに思うちよります。

例えば、本当に民間なんかどうなんかという疑問やいろいろんなことが出ちよりますが、やっぱり6年間やってきた業者が、紙切れ一枚で吹っ飛んでしまうちゅうんが指定管理の実態ですからね。じゃけ、そんなことについてやっぱりかなり慎重にやらにやいけんちゅうんが一つです。

それともう一つは、プレゼンテーションが、15分、5,000万円から6,000万円の事業をやるプレゼンテーションが1団体15分、質問が15分、それで5,000万円を決めますよちゅうんが、実態としてあるんなら、その実態を報告してほしいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩します。

午後4時50分休憩

.....
午後4時51分再開

議長（新山 玄雄君） 再開いたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

それでは、答弁をお願いします。中野教育次長。

教育次長（中野 守雄君） どのくらい年間開館するのかというお話がございましたが、この件につきましては仕様書あるいは募集要項で詳しく書いておまして、それに基づいて皆さん団体は、申請書に事細かく書いております。ですから、仕様書・募集要項に外れるような申請はないということでございます。

それと、雇用の件でございますが、ちょっと細かく雇用の提案を申し述べますと、事務員常勤が1名、展示研究担当、いわゆる学芸員を常勤で1名、常勤を2名ということでございます。それに非常勤の施設長1名、陶芸指導員あるいは時に応じての臨時職員というような提案をいただいております。

特に学芸員については、企画展や講座の企画・立案、資料の補修、展示方法の検討をさせたいというような提案を受けております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（4番 広田 清晴君） 一応3回目になりますので、質疑をやっちょきたいというふうに思いますが。実は3年に一遍首を切られるというような制度が、根本的には指定管理制度の中にはあるんです。で、それが最大の弱点なんです。

実際的には、それは、点数で負ければやめざるを得んわけですから。ほいでやっぱり客観的数値から見ると、非常に過酷な状況であると。皆さん方も見られて、町長も答弁されたが、町長の答弁された部分、引用された部分は、Bに対してかなり厳しい部分を読み上げられたなという印象です。

じゃが実際的には、私は、町のOBが学芸員になったり事務局になったり、現の町のOBですよ。（「今の団体」と呼ぶ者あり）うん。町のOBが既に学芸員になっちょると思います。（「今の団体が町のOB」と呼ぶ者あり）町のOB。ほいじゃけえ、実際的に町のOBでそうい

うふうに応募し、今の段階では、点数配分が変わったのも町は知らない。3年前と比較してから点数配分が決まったのもわからない。町長自身がわからんわけじゃけえ。

実際的には3年前の実態と大きくかけ離れた点数になっちゃるといふ、満点で750ですか、皆さん方。これが一気に前回3年前と大幅に下げられちゃうといふのは、やっぱりかなり問題があるといふことを言うて、質疑の締めくくりとしたいと思ひます。実際的にはそういう弱点がもろにあるといふわざるを得ないといふことです。

議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 済いません、ちょっと答弁にならないかもわかりませんが、指定管理者制度のことについて、根幹のことですから、ちょっと申し上げておきたいと思ひます。

要するにその指定管理者制度は、町の公の施設をできるだけ民間型で、十分な活用ができる団体に管理をしていただきたいといふ法の趣旨だと思っております。

地方自治法の改正が平成15年にあって、実際にうちが取り組んできたのは18年あたりからだと思いますが、そうした中で当然、その民間団体が競争をしながら、その指定管理者を誰が受けるかといふことで、私たちは公募をし、そしてその中で一番すばらしい団体に受けていただいて、この公の施設を立派に活用していただきたいといふのがこの趣旨であります。だから私たちは、通常の状態であれば、今現在やっておる指定管理者が一番有利になると、ではないかといふふうにおもっております。

しかしながら、今回のこの選定委員会の主要な評価・意見といふことしか、私たちは本当の中身ちゅうのは細かいことはわかりませんが、ここの4ページの(2)の委員会における主な評価及び意見といふことになると、A団体、B団体、C団体がどうだといふことが細かく書いてあります。各委員さんの御意見であろうと思ひます。これを見ますと、当然、委員さんがそれぞれの点数をつけるときに、B団体よりA団体に高い評価を与えたといふことが、この文章からも読み取れるわけでございます。

だから私たちは、どなたがどういふふうにつけたかといふのは別にいたしまして、結果的に、A団体のほうが575点でB団体が515点だったといふ結果をこの選定委員会から報告を受けたわけでありますので、ぜひともこれを尊重し、そして、A団体を指定管理者として、今回、御提案をさせてもらったわけでございますので、ぜひとも議会の皆さん方にも御理解をいただきたいと思っておりますのでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに。尾元議員、9番。

議員（9番 尾元 武君） 今、広田議員のほうからいろいろと質問がされたところではあります、実は私がお聞きしたいところが、本当に、今の15分のプレゼンといふことは、私は今初めてお聞きしたわけであります。それで、決してこの結果を覆すとかそういった思いがあつて

の意見ではありません。ただ、この指定管理制度に対しての今後の大きな課題というものも見えてきたんじゃないかなとも思うわけであります。

その前に、この久賀の歴史民俗資料館、またこの町衆文化伝承の館及び町衆文化の薫る郷公園ですか、ちょっとほかの指定管理の場所と違って、意味合いが幅広い、活動内容としてですね、中が。

例えば、資料館は資料収集とかがあるでしょう。また、あちらのいろんな、皆さんに使っていただきたいシステムになっています、ドーム状になって、円状になってから。そういったところってというのは、サービスの提供というのが非常に求められるところ。またフラダンスとか、オカリナとか、また早朝よりのいろんな集会等も受け入れるっていうような、そういった集会所っていう体質を持っている。それかといえば、また、ちょっと山手のほうに行けば、昔からある伝統的なこととか、そういった部分でいろんな、ほかの施設に比べて特殊性があると思うんですが。その辺のことは、基本的に、まず、この選定委員の皆さん方はよく御存じだったのか、一度でもお連れしたことがあるのかということが、まず1点であります。それからの審査であったかどうかということですよ。

それと、この代表者の方ってというのは、現役を退かれて、もう定年退職されてらっしゃる方なのかどうかということがもう一点であります。

その2点を先にお聞きします。済いません。

議長（新山 玄雄君） 中野教育次長。

教育次長（中野 守雄君） まず、委員さんがよくその現場を知って、その趣旨をよく知っているのかということですが、もちろん現場に行って御説明しております。

それと、よく内容を知っているかということですが、先ほど言いましたように、仕様書・募集要項、仕様書にはこの施設の設置目的そして管理の基本方針というのを事細かく書いておりますが、それを委員さんに事前に配布しております。また、5名のうちの3名の方は、6年前の1期、3年前の2期の委員さんでもございますので、その辺は熟知されていると思っております。

議長（新山 玄雄君） 尾元議員。

議員（9番 尾元 武君） 先ほど町長からも、委員会における主な評価・意見等の読み上げがありました。それで、この時期、私は、町の方針としては、にぎわいの創出、最初に町長の所信表明がこのたびに向けてありましたように、交流から定住へという話をされました。交流の100万人人口を目指すいろんな、町なかは、その展開であります。そういった中に、例えば飲食業ということでも、力を入れて、ある意味資料館というのは非常に地味な場所です。誰もが流れてくるところじゃないわけです。そこに対して、そういった飲食業という一つの、まあ、人

の欲っていいですか、そういうものを、ちょっとそそるものがあれば、それは、ちょっと足を運ぼうかという手段にもなります。恐らく私は、このB団体は、にぎわいの創出に一体感を持ってやってきた成果じゃないかなと思うわけです。

でも、それがいきなりこうしてプレゼンで、余りにも飲食業に力を入れ過ぎているとか、そういった形で非難をされて、それが逆に点数が悪くなるという現状。逆に言えば、私はこの委員の皆さんは、このにぎわいの創出、100万人の交流人口を目指したまちづくりをやってきたということを知っていたかどうか、そこまでちょっとお聞きしたいぐらいの思いを持ちます。ちょっとお待ちくださいね。

実際に、私、早朝からのここでの集会等にも参加をさせてもらったときがあり、それは、朝5時からの集会でした。でも、このB団体の代表は、そこに足を運び、この施設の内容等、そういったのも刻々とその集会の皆さんに説明をしていらっしゃった。さすがにやっぱり気骨があるところだなと私は感じたわけであります。もと役場の職員でいらっしゃったということもお聞きしております。それをあえてやめて、町のためにと、そういった思いを持って臨んで、何とかこの指定管理に入って、しっかり、まちづくりに参画できないもんだらうかという、その思いの一心だったと思うわけです。

そのことの展開の中で、そういったにぎわいの創出、その運びの中での余りにも、ある意味目立ち過ぎたんかもしれない。それで、ほかの部分がおろそかになったと評価されたんかもしれない。逆に、A団体がそちらに余りにも秀でていたからこの結果になったんかもしれない。いろいろな要素がありますが、全体の60点の差、これは1人が持つ150点分の12点なんです。これが本当に、それが違うから、B団体はこのたびは残念だという結果ではないぐらいの、私は、数字にしか思えないわけです。その辺を踏まえると、指定管理という制度自体が、本当に、3年越しで粉骨砕身、精力持って臨んでも、そういうことです。

この辺をしっかりと、またある意味大きな教訓としなくちゃいけないという部分を、このたび大きくかみしめておりますが、町長にお聞きしたいところは、にぎわいの創出に対する参加の姿勢、それがこのたび逆手に出ているという部分、いかがなものでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今の尾元議員さんのところで、若干ちょっと違いがあるということをも、指摘しておきたいのは、4ページの(2)の「委員会における主な評価・意見」の中の一番上の丸の、B団体が提案しておる中を読んでいただきたいと思うんですが、B団体は飲食店事業を縮小し、施設本来の機能を発揮したいと提案してきておるんです。だから、今までが飲食業を余りにやり過ぎて、結果的に施設本来の機能を発揮できてなかったという反省のもとに、新しい提案を出してきておるというふうにご覧でおるわけです。だからこれは、B団体が、私、悪いと

いうふうには全く思っておりません。さらにA団体のほうがよかったということで、このA団体が選定委員会で選ばれたというふうに思っております。

先ほどのお話の中では、情とか情けとかいうふうな部分も若干聞こえてきたんですが、全く選定委員会の皆さん方についてはそういうことはなくて、本来の、この公の施設であるこの3つの複合施設をいかにいい形で施設管理をしていただくか、町の本来の設置目的に沿った形をやっていただけるかということが一番の前提に選定いただいていると思います。

それと、15分間のプレゼンということが何度も出てまいりましたが、実は、15分間のプレゼンというのは直接提案者の声を聞くという時間でありまして、それは、言うなれば、実質、ちゃんとした提案書が事細かに出とるわけです。その中には当然、先ほど次長が答弁しましたように、人数の問題から金額の問題から、さらにはどういう管理をするのかとか、そこら辺を全て出した後に、さらに口頭で皆さんにアピールするというのがプレゼンの時間でございますので、プレゼンだけで提案を、これを、選定委員会の皆さん方が判断したということは全くない。それは、プレゼンで大きく変わるというよりも、むしろ提案書の中で、いろいろな問題を、これはどうなんでしょうかということを選定委員の皆さん方が提案者にお聞きするという時間であって。もう一つは、それはもう少しアピールするという時間もあると思いますが、そういうことで、まずは、募集要項なり私たちが求めておるものを、本当にちゃんとできておるか。さらにそれをプラスにして、この提案をしておるかどうか。そしてまた、新たな、その自分たちがこういう取り組みをするんだという点があるかどうかということが、まず一番の基本だと思っておりますので。プレゼンの中で15分というのは、それは、まあ、15分より30分あったほうがいいかもわかりませんが、しかしながら、プレゼンだけでこの選定をしておるわけじゃ全くないということ、まず御理解いただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 尾元議員。

議員（9番 尾元 武君） この評価・意見の中には、B団体の今までの実績は高く評価すると、そういった欄も確かにあるわけでありませう。

実際に、この宮本常一資料保存研究協議会という名称がつけば、周防大島町即宮本常一先生というイメージがある中に、やっぱりそういった思いの中での評価もされる部分があるんじゃないかと私は勝手なことも思うわけでありませう。実際私は、このたびの指定管理制度、こんなもんだと言えばこんなもんなんでしょう。しっかりその辺を、踏まえた形で、何らかの形で改正ができるものなら、どこまでも、やっぱり先ほど町長さんが言われたように、今までやってきた方が一番最優先の交渉権者として。そこで、1つお聞きしたいのが、例えば、このままではまずいですよとか、そういった指導というのは中間時点でもあるんだろうか。

例えば、どうしても指定管理といったら竜崎が出るわけです。ちょっとまた掘り起こすわけじ

やありませんけど、（笑声）実際、不祥事があってああいった結果になった。不祥事もなくて、一所懸命、真面目にこつこつ取り組んでも、やっぱりこういう結果になるわけですけど。その辺の部分で、私は、どのように理解していいか、ちょっと私も深刻に、わからなくなっておる部分もあるんですけど。まずしっかりとサポートを踏まえて、町のほうからもそういった指導が途中であるんだろうかということだけお聞きしたい。

議長（新山 玄雄君） 中野教育次長。

教育次長（中野 守雄君） 指定管理いただいております団体には随時、月ごとあるいは年ごとに、事業報告、運営状況を報告していただいております。それを見まして不適切なところがあれば、それは指導すべきものと思っております。

議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今のは、指定管理者になった上での指導のことでございますが、例えば、この公募をかけて応募をした団体に、ここはどうですよ、こうですよというようなことは当然指導いたしません。例えば、その内容が不明確な場合はお聞きするということはあるかも知れませんが、例えば、これはこういうふうにしたほうがいいんじゃないですかというようなことは、それはその団体だけにプラスになるようなことはやってはいないということなんでございます。

それともう一つは、今、この指定管理者制度でございますが、昔は管理委託という制度だったんです、地方自治法の中で。管理委託という言葉自体がなくなって、今はもう全部、直営か指定管理ということに自治法が改正されたわけです。これは何を意味するかというたら、要するに、民間型で競争してくれということをやっておる制度になったということなんです。まことに厳しいもんだと思います。

今、尾元議員がおっしゃったように、大変真面目に、物すごく一所懸命やってきておっても、さらにそれよりいい団体が出てくれば負けてしまうという現実そのままだと思います。そういうことでございますので、私たちは、今の団体が悪いと言っておるわけじゃ全くないと思います。しかしながら、それよりさらにいい団体が今回応募してきたと。結果的に、そちらが優先交渉権者になったということだと思っております。

それと、先ほどありましたB団体のほうがにぎわいをもっとつくってくれるんじゃないかという御質問ではなかったかと思いますが。これは特に、募集をするほうの公募要領の中で、例えば観光客をどんどん集めてくれとか、何かどんどんそういうイベントをやってくれとか、っていうようなことが主体になっておる施設ではないということでございますので。特に、観光交流人口を増やすためには、そりゃ、いろいろなパターンがあると思いますが、必ずしもそういうふうなイベント的な、どんどんあそこでやってほしいというようなことが公募の中身だっていうふうには思っていないわけです。

だから、いずれにいたしましても、それは一番初めに募集をかけました公募のその要領に沿った、ちゃんとした提案があるかないかというのが、選定委員会の皆さん方の一番の眼目であろうというふうに思っておるところでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第11号日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。広田議員。

議員（4番 広田 清晴君） 1社しかなかったということですね。

ほいで、実際的に3年前のを思い起こしよるんですが、マンネリ化とかいろんなのしりを受けちよると。3年前の評価、そういう表現になっちょるよ、ということなんです。やっぱり3年前はかなり厳しい総合評価じゃったわけ。まあ、見てください。

それから、この3年間でまあ、1社とはいえ評価点も上がっちょるという認識なのかどうなのか、皆さん方がどういう認識をされて、提案されてきたんかというのをまず、ただ、これじゃけえこれ、という格好で上げてきたと。

それだけですか。（笑声）

議長（新山 玄雄君） 中野教育次長。

教育次長（中野 守雄君） このハワイ移民館、現在指定管理を行っている団体1団体のみの応募ということで、今回、優先交渉権者になっておるわけですが、今回、運営状況把握のためにモニタリング調査を行いました。それによりますと、毎年度、全体的に良好に管理されており、特段の問題はないとの結果が出ております。いろいろな申請書あるいはヒアリングの中でも、選定委員会でもそのような評価をされて、こういった点が出ておるのではないかと考えております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに。今元議員。

議員（8番 今元 直寛君） 今のお答えの中に、特段の問題はないということにちょっとひっかかるんですが。と申しますのが、この展示物、これに関しましては、ほとんど変化がないといえますか、3年前あるいは2年前から見ましても、これ、変化がないなという感じがするんです。一指定管理業者に、もう全て任しているんだと言えばそれまでですけども、でも、今回50周年のハワイの記念事業も迎えるということでありましたら、やはり町のほうももう少し、かなりの在庫が倉庫には眠っているということを知っておりますんで、その辺の展示物を入れかえとかいうこと、御指導されてはいかがかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

議長（新山 玄雄君） 中野教育次長。

教育次長（中野 守雄君） 展示物の件でございますが、このたび30万円の増額をしております

す。これは、先ほど言いましたが、ちょっとボランティア的に学芸員が入っておりましたが、それを月1回程度の学芸員を招いて、やはり今御指摘のありましたように、展示物の展示がえや企画展、そういったものに学芸員を投入して、今までの状況を打破したいと思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第12号周防大島町総合体育館及び陸上競技場の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。広田議員。

議員（4番 広田 清晴君） これも非常にわかりにくい団体なんですよ。三宅商事という会社とSYスポーツ施設共同企業体ということで応募されたんですか。中点（・）になっちゃうから共同企業体だと思うんですが、具体的に、どこが何人雇うて、実際的にどう運営していくんかというんが、私らは全然わからんわけですよ。

例えば、皆さん方は、指定管理のあり方として、選定委員に委託をして、選定委員から返った部分を聞けるわけよね。それで実際的には、具体的に詳細に聞くのは皆さん方の仕事でもあるし、聞かんじゃあ聞かんでもええちゅうシステムなんですよ。じゃが、やっぱり行政長とか副町長とかいうのは、やっぱりそれに責任を負う。その議案に責任を負うという立場からすれば、やっぱりかなり上程前に聞いちゃかんじゃいけん、私は、責務があるというのがこの指定管理における考え方じゃというふう思うちよるが。まず、総合ビルメンテナンス業ということで、三宅商事さんというのが頭にあります。これが21年、22年、23年、それぞれやられた売上が、14億1,700万円か、大会社ですよ。14億1,700万円なら。大きな会社がやってきて、そして、SYスポーツ施設というのも実際的には1,100万円から2,400万円、8,800万円と、これもかなり売り上げは増やしちよる企業体じゃないかなとは思われます。

じゃ、ここで、かなり点数が接近していますよね。見てください。あ、接近してないんか。接近しているとは言えないな。実際的には、所管課のほうには大体何人ぐらい雇用してやるというのは、当然年間計画もあろうし、それも出てきちよると思うんで、ちょっと補足説明を求めておきたいというふうに思います。何人雇うて。

議長（新山 玄雄君） 中野教育次長。

教育次長（中野 守雄君） まず三宅商事・SYスポーツは、これは業者の共同企業体ということで応募しております。

職員配置については、概要書に職員配置ということで簡単には書いておりますが、ちょっと説明させていただきますと、館長常勤が1名、事務員常勤が1名、非常勤として夜間職員、清掃職員、トレーニングルームの指導者。館長代行と事務員代行は、基本的に土日、祝日勤務をさせる

というような提案をいただいております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（4番 広田 清晴君） 基本的には、夜勤でも仕方があるから、何人かと言われても、実際的にはこれでやるっていうたらあれですが、夜勤とか、本当に雇用人数ちゅうのは大事なんですよ、実際的に。例えば清掃のプロだとしても、やっぱり雇用人数ちゅうのはかなりあれしちょかんと。例えば六、七人でありましてよちゅう類いのもんでもなからうというふうに思うんで、臨時雇用員ちゅう表現かパートという表現かわかりませんが、かなり雇わんとやれない。そのぐらいの、私は、金額を指定管理料として払うちょるというふうに思われるわけです。

ですから、指定管理料の根拠となる部分は私らにはわかりませんよ。根拠となる部分はわかりませんが、やっぱりそれなりの雇用、例えば、何々に何々を置きますよと言うが、そのサブとして何人ぐらい町内の雇用を考えるちゅうぐらいは、出発のときに教育委員会とやっぱりかなり詰めちょかんにゃあ、回らん場合があるんじゃないかなというのが私の考え方です。それは、やっぱりきちっと持ちよっていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 中野教育次長。

教育次長（中野 守雄君） 雇用の件でございますが、この三宅商事・S Yスポーツの共同企業体は、先ほど私が申しました職員については、全員町内で雇用するという提案をいただいております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。平野議員。

議員（10番 平野 和生君） 2点だけ御質問をいたします。

A団体とB団体、これ、見てのとおり、総合得点でたった5ポイントの差です。先ほどの60ポイントの差と比べて、格段にポイント差が少ないと。で、B団体がその差云々で異議申し立てはなかったのかというのが1つと。（発言する者あり）いや、じゃけえ、第1番、第2番として異議申し立てはなかったんかというのが1つと、1点差、例えば750点对749点でも、やっぱり勝ち勝ちという方針をあくまで町はとっていくのか、この2点をお伺いします。

議長（新山 玄雄君） 中野教育次長。

教育次長（中野 守雄君） まず、異議申し立てがあったのかということでございますが、ちょっと御説明いたしますと、ちょっと読み上げますが、「指定管理で公募し、選定の結果、指定しないという行為自体に処分性は認められず、行政不服審査法に規定する行政庁の処分に当たらないと考え、不服申し立てはできない」ということでございます。実際にはなかったわけですが。もう一つ、議会の議決を経て行われるべきものとされている処分については、審査請求または異議申し立てはできないとされておりますので……。まあ、現実には申し立てはございませんでし

た。（「それと1点で……」と呼ぶ者あり）

それと、以前に5点差で、やはりA団体、B団体が決まったことがあります。やはり同点となれば協議ということになるんでしょうが、点差があればそのままというのでなければ、いわゆる点数での判定の意味がないんじゃないかと思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第13号周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第14号周防大島町陸奥野営場、周防大島町立陸奥記念館及び周防大島町なぎさ水族館の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。田中議員。

議員（3番 田中隆太郎君） この総評のところを見ると、A団体については、新規参入であるが、これまで地域振興に関する活動を続けてきた団体であるとして書いてありますが、もう一つの資料を見ますと、この団体は平成24年9月12日に山口県認可申請受理・縦覧中と書いてあるんですが、ここがちょっとわからないので、団体があったのか、どういう活動をしていたのかという点が、第1点でございます。

そしてその下に、A団体については、以前から地域振興に係る活動をされており、指定管理者として当該施設を十分管理できる印象を受けた、と書いております。（「印象でつまろうかい」と呼ぶ者あり）点数を見てみますと、委員4人の合計が600点満点で415点、これを600を分母に415を割ってみますと69点で、70点を切っております。他の指定管理を今受けようかという団体は全て70点以上でございます。町当局としては、これから先、ここが30点でも40点でも、2社でどちらかが上ならその人に管理をさすんかちゅうところを1つ確認したいと思えます。

それと、これはちょっとどう言うたらええんかようわからんのですが、議決は最終日になっちゃうと思うんですが、こういう、まあ、何ていうんですかね、債務負担をするような団体に、十分管理できる印象を受けたというようなことで任されるのかどうかちゅうことを、私は非常に危惧します。できることなら、団体の代表者に、一般質問の日の後でもいいから、説明を受けたいと思えます。

議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 基本的な質問でございますのでお答えしたいと思います。私たちは、

選定委員会を第三者的な機関を設けて、そこに第三者の方々に入っただいて、そして選定をお願いしてある。そして、その選定基準を委員の皆さん方で協議して、そして選定をしていただくということで、それを点数化しなければ、なかなか言葉だけでは皆さんが協議の中で決定はしにくだろうということで、ずっと、過去も今もそうですが点数化して、そしてやっているわけでございますので。これが仮に僅差であったときにどうするのかということになりますが、仮に僅差であっても、点数化されておれば、極端な話であれば1点差であっても、上位の方を優先交渉権者として、選定委員会では町長に報告書を出されるというふうに思っております。そうしたときに、仮に、選定委員会は高いほうを持ってきたとしても、町長が低いほうを議会の皆さん方に御提案するということは、当然できないというふうに思っております。

そのように、僅差であるかどうかというの、これまでも5点ぐらいのところはありましたので、これからもそういうことが起こってくるのでは……（「趣意が違う。私の質問と町長の答弁が」と呼ぶ者あり）いや、あっ、僅差であっても提案するかどうかということではないんですか。

議員（3番 田中隆太郎君） もう一度、いいですか。私が質問したのは、69点で、他の団体は70点で、町としては、ここは、はよ言ったら学校行きよったら落第点というのもありますけど、落第点をつけるのかどうかちゅうのを質問したい。

町長（椎木 巧君） いずれにしましても、その総合点が評価の基準になっておるわけですから、先ほど言いました69点と16点というのが出てきておると、16点のところは、その部分については非常に悪いというふうに思います。しかしながら、総合点でもって、多分、選定委員会のほうも優先交渉権者の決定をされるんであろうというふうに思っております。

優先交渉権者の決定をいただいたら、町長とすれば、それをもって議会の提案をさせていただくということになると思います。

議長（新山 玄雄君） いいですか。（「いや、まだ……」と呼ぶ者あり）西本産業建設部長。

産業建設部長（西本 芳隆君） この団体が、以前から地域振興に係る活動をされているということなんですけども、海業研究会としては、この提案の資料の中では、デゴンの会とか、そういう形で、いわゆる海洋生態系の研究あるいは資源活用等という活動は従前からやっているという資料の提示を受けております。

それで、今現在もその延長として、今度、ここの施設を新たに加えていきたいということで、NPO化するというような説明でありました。

議長（新山 玄雄君） 田中議員。

議員（3番 田中隆太郎君） 今の説明じゃったら、別にこの何にもなかったも、ただの仲よし団体でも応募できるちゅうような話になると思うんですが。

議長（新山 玄雄君） 西本産業建設部長。

産業建設部長（西本 芳隆君） 指定管理の一般的な募集の要件なんですけども、個人ではできない、団体であればという条件でして、今まで議会でもありましたけども、団体でというのは、2名以上の構成員があれば、という条件ですので、それに当たっていると思います。

議長（新山 玄雄君） 田中議員。

議員（3番 田中隆太郎君） 指定管理料は630万円で、利用料金が1,200万円で、合計その他合わせて2,300万円の単年度に売り上げがあると考えて……。ずぶの素人が入るわけですよ、今度。私は非常に、このA団体については、「印象を受ける」というのが、非常に気にかかります。債務負担も町がするんじゃないし、できれば、私は、代表者は小方俊徳さんと出ておりますが、役員数が10名というのも、名前が発表できればここで発表してほしいと思います。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩します。

午後5時30分休憩

午後5時31分再開

議長（新山 玄雄君） 再開します。西本産業建設部長。

産業建設部長（西本 芳隆君） 登記の名簿等につきましては、また、NPO法人の認証を受けていますので提出いただけるとは思います、それを公表するかどうかというのはどうなんかと思います、登記簿ですから見ればわかるという形になると思います。

基本的には東和地区の住民の方が中心の構成というふうになっておるとは思います。（「できるんか、できんのか。できんのなら、できんと言って」と呼ぶ者あり）認証はですね、11月29日付で認証を取っているというふうな報告になっております。（「私は……3回過ぎちよるけえ」と呼ぶ者あり）

理事長が小方俊徳さん、副理事長伊藤和弘さん、その他地元の方とかで……。 （「名前を言ってください」と呼ぶ者あり）まだ、人を入れかえるというのを聞いてますので、最終のもんじゃないんでちょっとあれなんです。（「とにかく今出とるのを言うてください、10名って書いとる」と呼ぶ者あり）有園眞琴さん、（「有園さん、どこの人ですか」と呼ぶ者あり）山口の方ですね。あとは今西さん、藤本正明さん、それから斉藤裕也さん、それから舩重久人さん、山根敏則さん。今の中では、有園さんが山口で、藤本さんは柳井ですが、あとは全部地元の方ということになっております。（「山根誰ですか」と呼ぶ者あり）敏則。（「敏則」と呼ぶ者あり）はい。（「有園」と呼ぶ声あり）有園眞琴さん。（「有園。そりゃどこの人ですか」と呼ぶ者あり）山口ですね。阿知須。あと補充が2名ぐらいはある。入れかえがあると思います。（「8しかおらんで」と呼ぶ者あり）あと2名が入れかえがあるので、まだはっきりわからないですけど。

(「入れかえて、役員数10名って書きちよるじゃないで。登記しちよるんじゃない」と呼ぶ者あり)だから、今わからない。(「申請書に書いとらんのですか」と呼ぶ者あり)申請書ではもらっていません。(「いや、山口県に認可申請するのに、役員10名の名前は書いてないんですか」と呼ぶ者あり)名簿があれば……。ですからまた言えるんですけど、今の段階は仮の役員名簿で入れかえがあるという資料しかもらってないんで、そこまでです。また、正式な物がもらえればわかります。(「議長、言ってもいいですか」と呼ぶ者あり)

議長(新山 玄雄君) 3回ですが。また後で。(「後からと言っても。公にしちよかんにやいけませんよ。書類に出たものと違うんじゃない。議員として書類を、全然信用できない。執行部が出した資料が信用できんかったら……」と呼ぶ者あり)

答弁させます。吉村商工観光課長。

商工観光課長(吉村 昭夫君) 今この海漁研究会というのはですね、NPO法人の指定を受けております。その中で登記簿の完了届ってというのは、きょう、あすじゅうには出せるんじゃないかという状況で、もう即ち、先ほど部長が申しましたように、県の認証は受けております。その中で、今役員名簿10名というところでございますけれども、要は、当初出された名簿、そして実際に今登記として出されておる名簿、数は変わらないけど名前の変更があるというところで、今そういったお答えをさせていただいておるということでございます。(「登記を出した名簿があったら、変更前を教えてください。それで簡単なことじゃないですか、10名おったらええんじゃないから」と呼ぶ者あり)

議長(新山 玄雄君) 吉村商工観光課長。

商工観光課長(吉村 昭夫君) だから、今、登記ができてそれが正しい名簿だというように私のほうは思っておりますので。(「登記簿の写しは……」と呼ぶ者あり)登記簿の写しはいただくようにしてございますけれども。既に登記申請も終わって、あと登記完了の連絡もいただいております。その中で、あと、登記完了届、この作業だけでございますので、その写し等を私のほうも下さいというお願いをしております。

議長(新山 玄雄君) はい、ほかに。平川議員。

議員(15番 平川 敏郎君) 15番、平川です。この指定管理なんですが、B団体は多分、現在の指定管理者だと思います。私ども行政視察を行った際、たしか涙ながらに取り組みの説明がありました。5の、町長の定める事項は高い評価であるのにですね、審査事項、前のページの審査事項ですか、この内容からして1から4の評価が余りにも、すごく低いんですが、できれば主立った説明が欲しいんですが。

議長(新山 玄雄君) 吉村商工観光課長。

商工観光課長(吉村 昭夫君) 点数のことでございます。確かに5の項目以外は、非常に低い

ということでございます。これはですね、当初私のほうで募集をかけます、その中で要項に沿って計画を立てて提出をいただくということでございます。

ただ、このB業者につきましては、8項目、提案といたしますが、こういうことを町がしてくれたらやりますよというような提案と思われるものが8件ございました。ただ、既に町のほうではそのうちの7件については過去回答をしております。こういう条件をのめば指定管理やりますよということになれば、当然募集要項と変わった形になります。それで、私のほうで、先ほど町長が申しましたけども、受付の段階で、「果たしてこれでいいんでしょうか」、「こういうふうに書いてください」という言い方はあえてしておりません。

選定委員会の中で確認をしていただくと、それで選定委員会の中で確認をしていただいたと。そうすると、こういう条件でないとできませんというようなことになりました。ただ、その中でもう既に選定委員会の中では点数をつけておりますので、その状況を見て点数をつけられたというふうに考えております。5項目について点数が高かったのは、実績を見て委員さんが点数をつけられたというように理解しております。

議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 済みません。なかなか、オブラートに包んだような物言いなんでわかりにくいと思いますが、要するに、私たちが公募をかけるときの条件がでございます。例えば、指定管理料は幾ら幾らですよというふうに出したら、提案すること自体はまあ、問題ないと思います。例えば、1,000万円ですよという、公募をかけるときの指定管理料の数字を出しとっても、いやいや、これは2,000万円いただくともっといいものができますよとかですね。そして、今の施設は公の施設で町の管理しておる施設でございます。これは、この方が言っておるというわけじゃないんですが。この方も以前こういうことを言われたんですが、「ぜひともこの施設はもう早く建て立てかえたほうがいいですよ」と。「それはPFIで私たちがやりますから、そうしたら、もっといいもんができますよ」と言うから、「いや、それは指定管理者が指定管理者制度にのせるための、要するに、公の施設の考え方とは別の話で、全く町が直営でやっておるときにこの施設が老朽化したからPFIで事業者は別に募集してから、それでやっていただけませんか、というときでないと、そういうPFIなどはできませんよ」という答弁はいたしております。しかしながら、この提案者は、そういうふうにしたほうがよりいいものができるということなんですが。しかしながら、今のこの指定管理制度の中では、それはちょっと、今の募集とは違うところの提案なんですよ。だから、そういうことになると選定委員の皆さん方も、例えば、それは指定管理料をもっと、ぐんと上げてくれたほうが当然いいものができるでしょう。しかしながら今のこの公募要領の中で提案してくださいよということをお願いしとるわけですから、当然そこらの評価は低くなるというふうなことではないかというふうに理解をいたしており

ます。

議長（新山 玄雄君） はい、広田議員。

議員（4番 広田 清晴君） 一、二、評価にかかわる部分で聞いちょきたいんです。

といいますのが、客観的に例えば選定委員の評価と、町の評価と、私たち議員の評価は全然違う。ただ、町は、物差しとして、いわゆる選定委員の点数を信じると。私らはそうじゃない立場です。

そして、聞くんですが、とかくこれだけ点数が開いたとしてですね、客観的に開いたとしてですね、実態としてどうなのか。例えば誘致人口の推移なんかはB団体がそれなりに今まで実績としてある。実績も評価しちよると思うんですが、例えばどういうふうな誘致状況、いわゆる指定管理が始まってBを客観的に仮に評価しようとするなら、指定管理が始まった時期等から、やっぱり積み上げたものがあるじゃろう思うわけよ。その辺は、町のほうとして、指定管理を離れてですよ、どういう見方をしちよるのか。例えばこの6年間一生懸命旅客を誘致してきたというふうな認識なんか、いわゆる陸奥の野営場についてもかなり増えてきたとか。その団体としてはね、どういう実績というふうに、指定管理の点数とは別にね、執行部の皆さん方はどういうふうに見ておられるのかということ、二重丸なら二重丸で答弁してください。そりゃ、名誉にかかわるんだから、きちっと。（「評価しちよる」と呼ぶ者あり）評価しちよるんじゃが、点。（「ええって」と呼ぶ者あり）

議長（新山 玄雄君） 西本産業建設部長。

産業建設部長（西本 芳隆君） B団体の評価につきましては、主な評価、意見の中にも書いてございますように、現在まで立派な活動を行っており、その点について、町は深く感謝すべき団体であると私らが叱責されておるわけです。それぐらい、委員としてはすばらしい実績ということで。ただ、町の趣旨に沿わない、先ほどから課長が説明したように、事業展開が計画されているということで、基本的な部分が全て条件である、指定優先交渉権者になってこの条件を満たしてくれるなら、指定管理者になりたいという条件ですので、我々としてはそれはのめないわけですよ。その優先交渉権者を議会で決めとって、じゃあ、その後の交渉で、やっぱり指定管理料を上げんにややりません、指定期間を変えてください、いろんな条件を出されて、じゃあ、変えます、というのでは、完全な不公平を生じるわけですから、それはできないと。その条件だったもんで、先ほどからの話で、条件が満たされなければ、じゃあ、やらないのかということ、残念ながらやりませんという答えでしたので、もう評価が、委員さんとしては評価のしようがないというところまで結論的になったのだと思います。しかし、評価については非常に高いものは持っていますし、集客数はすばらしく、実績があったというプレゼンがありましたので、委員さんも随分納得されておりました。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第 15 号周防大島町総合交流ターミナル施設の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 10 号から 15 号までの質疑を終結します。

討論、採決は最終日といたします。

暫時休憩します。

午後 5 時 45 分休憩

.....
午後 5 時 55 分再開

議長（新山 玄雄君） 再開をいたします。

日程第 26 . 周防大島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

議長（新山 玄雄君） 日程を差しかえたいと思います。日程第 26、周防大島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。本選挙は、地方自治法第 182 条第 1 項の規定により本日提案するものであります。

御承知のとおり、選挙管理委員は地方自治法 181 条第 2 項及び 183 条第 1 項の規定により、4 名をもって組織され、任期は 4 年であります。なお、補充員についても地方自治法第 182 条第 2 項の規定により、委員と同数の 4 名選挙することになっております。この補充員は、委員に欠員が生じた場合、あらかじめ決められた順番により補充されることになっております。

これより、周防大島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

指名いたします。周防大島町選挙管理委員会委員に木谷章啓氏、石田克夫氏、柳本和夫氏、金崎哲男氏、以上4名を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました4名を地方自治法第118条第3項の規定により、周防大島町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり、周防大島町選挙管理委員会委員に木谷章啓氏、石田克夫氏、柳本和夫氏、金崎哲男氏、以上4名の方が当選されました。

続きまして、周防大島町選挙管理委員会委員の補充員について、樹元昭氏、中野宏生氏、八幡清治氏、末武保氏、以上4名を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました4名を地方自治法第118条第3項の規定により、周防大島町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり周防大島町選挙管理委員会委員補充員に、樹元昭氏、中野宏生氏、八幡清治氏、末武保氏、以上4名の方が当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま指名しました順序にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。したがって、補充の順序は、ただいま指名した順序に決定しました。

なお、当選人に対する告知につきましては、会議規則第33条第2項の規定により、議長より当選人に告知いたします。

・

議長（新山 玄雄君） それでは、本日はこれにて延会いたします。

次の議会は、12月14日午前9時30分から開きます。御苦労さまでございました。

事務局長（中尾 豊樹君） 御起立願います。一同、礼。

午後6時00分延会